

LIBRA

2024年 5 月号

〈特集〉

民事裁判手続のIT化の 現在とこれから〈後編〉

〈インタビュー〉

第38回 東弁人権賞受賞
認定特定非営利活動法人 CALL4

〈新連載〉

憲法訴訟のいま





雲海に浮かぶ冠雪の富士山

2月、熊本へ向かう機上にて。「富士山の上を通過します」という機長の声に、何気なく窓の外に目を向けると、一面に広がる雲の合間から冠雪の山頂が浮かんでいました。分厚い雲海からのぞく雪化粧の富士山。でも、麓からは、山頂が拝めない残念な景色だったのでしょうか。

会員 奥 国範 (54期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2024年5月号

特集

02 民事裁判手続のIT化の 現在とこれから〈後編〉

各論3：電磁的記録・証人尋問その他証拠調べ、訴訟記録・判決書等の電子化、訴訟記録の閲覧等、訴訟費用の電子納付、法定審理期間訴訟手続

堀岡雄一

各論4：当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度

中條秀和

各論5：民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のIT化

長濱晶子

インタビュー

20 第38回 東京弁護士会人権賞 受賞 認定特定非営利活動法人CALL4

ニュース&トピックス

- 24 ・外国ルーツの子ども髪型オンラインシンポジウム開催報告
・社会生活のあらゆる分野・形態での差別を禁止する法制の調査・研究に向けたシンポジウム開催報告

新連載

- 30 憲法訴訟のいま
第1回 安保法制違憲訴訟 その1 棚橋桂介

連載等

- 26 常議員会報告 (2023年度 第11回／第3回臨時)
- 29 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.45
美祢社会復帰促進センター見学 宮崎大輔
- 32 人権問題最前線
第28回 板橋警察署の警察官による違法な戒具使用等事件 神谷延治
- 33 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第24回 戦前の法曹一元運動 椛嶋裕之
- 35 役立つ!会務活動
vol.16 男女共同参画の視点からよりよい弁護士会に 辻亜希子
- 36 わたしの修習時代
百尺竿頭に一步を進む 43期 中島彰彦
- 37 75期リレーエッセイ
2年目に入って 尾関瑛子
- 38 心に残る映画
『ゴジラ-1.0』 伊佐山哲郎
- 39 コーヒーブレイク
F1 奈良大地
- 40 会長声明
- 46 インフォメーション

民事裁判手続のIT化の 現在とこれから〈後編〉

裁判のIT化に向けた準備はいかがでしょうか。

書証のデータ提出、証人尋問のオンライン実施、訴訟記録・判決書の完全電子化など、これまでの民事訴訟の姿は、大きく変わることとなります。また、民事訴訟以外の民事裁判手続も全面的にIT化が進められることとなりました。一方、弁護士業務に大きな影響を及ぼす変更であるものの、いつ何が始まるのか、最終局面はどこなのか、全容が見えにくいところもあるようです。

今般、LIBRA4月号特集に続いて、民事訴訟問題等特別委員会の皆様に最新の情報を執筆いただきました。民事裁判手続のIT化の特集〈後編〉として、お届けします。

大変貴重な内容ですので、LIBRA4月号特集とともに、お手元において、ぜひ業務に役立てていただければ幸いです。

LIBRA 編集会議 佐藤 顕子、小峯 健介

CONTENTS

| | |
|---|-----|
| 各論3：電磁的記録・証人尋問その他証拠調べ、訴訟記録・判決書等の電子化、訴訟記録の閲覧等、 訴訟費用の電子納付、法定審理期間訴訟手続 | 3頁 |
| 各論4：当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度 | 9頁 |
| 各論5：民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続のIT化 | 15頁 |

〈前編〉※4月号掲載

はじめに

総論：民事裁判手続のIT化の経緯と進行スケジュール

各論1：オンライン申立て、システム送達、公示送達

各論2：口頭弁論・争点整理手続・訴訟の終了・その他の期日

【凡例】

- 民訴法・民訴〇条 民事訴訟法（平成8年法律第109号）
- 令和4年改正法 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号）
- 令和5年改正法 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第53号）
- 改正前民訴法・改正前民訴〇条 令和4年改正法による改正前の民訴法
- 改正民訴法・改正民訴〇条 令和4年改正法による改正後の民訴法
- 規則 民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）
- 改正前規則 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年11月7日最高裁判所規則第17号）による改正前の民訴規則
- 改正規則 民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和4年11月7日最高裁判所規則第17号）による改正後の民訴規則

電磁的記録・証人尋問その他証拠調べ、訴訟記録・判決書等の電子化、訴訟記録の閲覧等、訴訟費用の電子納付、法定審理期間訴訟手続

民事訴訟問題等特別委員会委員 堀岡 雄一 (66期)

1 電磁的記録の証拠調べ

(1) 紙媒体の書証について

紙媒体の書証の提出方法について、改正民訴法では、その写しを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織*1を使用して提出することを認めている(改正民訴法132条の10)。紙媒体の書証をスキャナ等でPDF形式等にデータ化し、そのデータをオンラインで電子情報処理組織を利用して提出することとなる*2。

紙媒体の書証の証拠調べの方法は、写しをオンラインで提出した場合であっても、原則として原本によって行うことには変わりはない(規則143条)。もっとも、実務上、当事者間で書証の存在及び成立に争いがなく、相手方の異議もないときは、オンラインで提出された写しを取り調べることとなる*3。

(2) 電磁的記録(電子データ)について

もともと紙媒体でない電磁的記録(Wordファイル、PDFファイル、メールデータ、音声データ、動画デー

タ等)の提出方法について、改正民訴法では、電磁的記録を記録した記録媒体の提出又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うこととされた(改正民訴法231条の2第2項)。すなわち、データを記録したUSBメモリ等を提出するか、オンラインでデータを提出するかであり、いずれにせよ電磁的記録そのものを提出することとなる。

電磁的記録の証拠調べの方法は、提出された電磁的記録を対象として行われる*4。実際には、裁判官が使用するPC上で、提出された電磁的記録を表示又は再生等して取り調べることとなろう。

提出される電磁的記録は、通常、元々作成したデータをPC内やクラウドのストレージで保管しており、そのコピーを提出することになろう。その場合、当該電磁的記録のプロパティ(属性情報等)・内容等が改変されるおそれがあり、元々作成した電磁的記録とコピーとが同一性を有するかが争われることも想定される。そのような場合、電子署名、タイムスタンプ等の方法を活用していくことも、有用と思われる*5。

*1: 2022年から、mints(民事裁判書類電子提出システム)が始まっている(改正前民訴法132条の10、民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則(mints規則)(令和4年1月14日最高裁判所規則第1号))。

また、フェーズ3の実施により、2026年5月24日までに、新しい電子情報処理組織(仮称「TreeS」)を利用して民事訴訟手続における申立てその他の申述をインターネット上で行うオンライン申立ての運用が開始され(改正民訴法132条の10)、委任を受けた訴訟代理人はその利用が義務化される(改正民訴法132条の11第1項)。詳細はLIBRA2024年4月号「民事裁判手続のIT化の現在とこれから 各論1 オンライン申立て、システム送達、公示送達」参照。

*2: 書証の申出について、最高裁判所規則の改正により、改正民訴法132条の11第1項(電子情報処理組織による申立て等の特例)の規定が準用され、訴訟代理人についてはオンライン提出が原則義務化される予定である。

*3: 「判例(大判昭5・6・18民集9巻609頁)などは、原本の存在及び成立につき当事者間に争いがなく、相手方が写しをもって原本の代用とすることに異議がないことを条件として、原本の提出に代えて写しを提出することが許され、それが証拠調べの対象になるものとしている。」(山本和彦「民事裁判手続のIT化」52頁(弘文堂))との指摘がある。

*4: 電子データの証拠調べについて、書証の証拠調べの規定が準用され(改正民訴法231条の3第1項)、基本的に書証の場合と同様の規律となる。なお、準用時に「文書の所持者」(民訴220条等)を「電磁的記録を利用する権限を有する者」と読み替える点について「どのような場合にこの「利用権限」が認められるかは、改正法の一つの重要な解釈問題となりえよう。」との指摘がある(前掲注3、55頁)。

*5: 電子署名については電子認証局会議ウェブサイト(<https://www.c-a-c.jp/download/guidebook.html>)を参照されたい。タイムスタンプについては総務大臣の認定制度(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/ninshou-law/timestamp.html)を受けた企業の有償サービスを受けることも方法の一つである。

なお、簡易かつ無償でタイムスタンプを付与する方法として、Adobe Acrobat Readerを利用してタイムスタンプの付与を行う方法がある。具体的には、同ソフト上で、①タイムスタンプサーバーの設定(タイムスタンプサーバーの一例としてssl.com等が挙げられる)、②タイムスタンプの付与、という手順を踏むこととなる。③タイムスタンプ付与に成功すると、画面上部に「署名済みであり、すべての署名が有効です。」との表示がなされる。同表示の右側にある「署名パネル」との表示をクリックすると、タイムスタンプの詳細が表示され、証明書を表示することができる。もっとも、この方法によるタイムスタンプの証明力については今後の議論を待つこととなろう。

2 証人尋問その他証拠調べ

(1) 証人尋問

ア ウェブ会議による証人尋問の要件

証人尋問*6について、改正民訴法では、遠隔地要件を廃止し、以下のいずれかの場合に、裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議によって証人尋問を実施することができることとされた。

- ① 証人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、証人が受訴裁判所に出頭することが困難であると認める場合（改正民訴法204条1号）
- ② 事案の性質、証人の年齢等の事情により、証人が法廷に現実に出頭して陳述すると圧迫を受け、精神の平穏を著しく害すると認める場合（同2号）
- ③ 当事者に異議がない場合（同3号）

イ ウェブ会議による証人尋問の手続について

ウェブ会議による証人尋問の手続は、通常の証人尋問の場合と同じく、基本的に最高裁判所規則に委ねられている。

証人の所在場所については、以下の要件に該当する場所であって、裁判所が相当と認める場所とされる予定である。

- ① 当事者又はその代理人の在席する場所でないこと（改正民訴法204条1号及び同3号の場合には、当事者双方の在席する場所であるとき又は当事者若しくは代理人が在席することにつき当事者に異議がないときを除く）。
- ② 証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると裁判所が認める者の在席する場所でないこと

改正民訴法204条2号該当を理由に証人を受訴裁判所に出頭させてウェブ会議による証人尋問を行うと

きは、裁判長及び当事者が証人を尋問するために在席する場所以外の場所に、証人を在席させることになる予定である。

また、提出された文書の画像情報その他尋問の実施に必要な情報を、証人が使用するPCのディスプレイに表示して閲覧させることができる見込みである。

証人の宣誓（民訴法201条1項）については、裁判長は、相当と認めるときは、宣誓書に署名押印させることに代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができるとされ（改正規則112条4項）、証人による宣誓書への署名押印を要しないこととなった*7。

なお、当事者は、口頭弁論期日におけるウェブ会議の利用要件（改正民訴法87条の2第1項）を充たせば、法廷に出頭せずにウェブ会議を利用して、証人尋問に関与し、反対尋問等を行うことができる。

(2) 鑑定

改正民訴法は、鑑定人が口頭で意見を述べる場合には、裁判所が相当と認めるときは、ウェブ会議の利用をすることができるとした（改正民訴法215条の3）。鑑定人の人材確保の必要性等から、改正前民訴にあった遠隔地要件を不要として相当性の要件のみでウェブ会議を利用可能としたものである。また、鑑定人が書面で意見を述べる場合、紙媒体の書面の提出に加えて、書面記載事項の電磁的記録をインターネットを通じて最高裁判所規則で定める電子情報処理組織*8を利用して提出したり、電磁的記録媒体で提出することができる（改正民訴法215条2項）。

(3) 検証

改正民訴法は、検証について、当事者に異議がなく、裁判所が相当と認める場合には、ウェブ会議によって実施できることとされた（改正民訴法232条の2）*9。

*6：当事者尋問についても証人尋問と同様にウェブ会議等を利用することができる（民訴210条、改正民訴法204条、規則127条）。

*7：この点について、「この改正規則については、更に改正が検討されるようであり、その際には訴訟記録が電子化される中において「宣誓書」という紙が必要なかが議論されることとなると思われる。」との指摘がある（清水綾子「連載民事裁判手続IT化の実務解説 第5回 証人尋問等」NBL1252号75頁）。

*8：2026年5月24日までに、新しい電子情報処理組織（仮称「TreeS」）の利用が開始される予定である（前掲注1）。

*9：検証の場合、「当事者の所在場所は、法律上特に規定はなく、裁判所及び当事者の協議・判断に委ねられるものと解される。」との指摘がある（前掲注3、73頁）。

3 訴訟記録の電子化

(1) 当事者等の提出書面の電子化

ア フェーズ3の実施により、原則として、訴訟記録は電子化され、電磁的訴訟記録として保存されることになる。当事者又は訴訟代理人が裁判所へ提出した書面等は、後述する一部の例外を除き電子化される。

オンライン申立ての場合、その申立て等は、裁判所の事件管理システム*10のファイルに記録される(改正民訴法132条の10第1項)。

イ もっとも、オンライン申立ての義務化の対象でない本人訴訟等の場合、書面での申立てがなされる可能性がある。また、訴訟代理人が申立て等をする場合であっても、書面申立ての余地が残されている(改正民訴法132条の11第3項参照)。そして、申立て等(改正民訴法132条の10参照)に該当しない上申書等の文書は、書面で提出されることになる。

このように書面等により申立てが行われたときは、裁判所書記官は、当該書面に記載された事項をファイルに記録しなければならないとし(改正民訴法132条の12第1項本文)、電子化される。

ウ また、申立て等に係る書面等以外、たとえば書証が考えられるが、民事訴訟手続において民訴法その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載、記録された事項についても、裁判所書記官はファイルに記録しなければならないとされ(改正民訴法132条の13第1項本文)、電子化される。

(2) 訴訟記録の電子化の例外

当事者等の提出した書面等の電子化の例外として、以下に該当する場合には電子化はされない。非電磁的訴訟記録(改正民訴法91条)として扱われる。

- ① 当該事項をファイルに記録することにつき困難な事情があるとき*11(改正民訴法132条の12第1項但書、132条の13但書)
- ② 当該書面等に係る申立て等又は書面等や記録媒体の提出とともに*12、当事者が保有する営業秘密が記載又は記録された書面等について閲覧等の制限の申立て(民訴92条1項2号)があり、当該営業秘密がその訴訟追行の目的以外の目的で使用され、又は開示されることにより当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため裁判所が特に必要があると認める場合(改正民訴法132条の12第1項1号、132条の13第1号)。
- ③ 住所・氏名等の秘匿事項届出部分(改正民訴法133条3項)に記載された事項(改正民訴法132条の12第1項2号、132条の13第2号)
- ④ 秘匿事項記載部分(改正民訴法133条の2第2項)の閲覧等制限決定の申立てがなされた場合において裁判所が必要があると認めるとき(改正民訴法132条の12第1項3号、132条の13第3号)
- ⑤ 送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限の決定があった場合において、裁判所が必要と認めるとき(改正民訴法132条の13第4号)

4 判決書等の電子化

(1) 電子判決書

フェーズ3の実施により、裁判所側が作成する文書については全て電子化される。

判決については、電子判決書が作成され(改正民訴法252条1項柱書)、判決の言渡しは電子判決書に基づいてされ(改正民訴法253条1項)、電子判決書をファイルに記録することとされた(同2項)。電子判決書では、判決書への裁判官の署名押印(規則157

*10: 2026年5月24日までに、新しい電子情報処理組織(仮称「TreeS」)の利用が開始される予定である(前掲注1)。

*11: 「たとえば、大きな建築図面や土地の境界を表す図面といった現在の技術では通常のスキャナーで適切に読み込むことが困難であるものや、書籍が1冊丸ごと提出されるなどコンピューターへの読み込みに多大な手間がかかるもの、さらにファイル形式等の関係で裁判所のシステムにおいてはファイル化できないものなどが考えられる。」(前掲注3、86頁)との指摘がある。

*12: 営業秘密が裁判所の電子情報処理組織(仮称「TreeS」)に記録された後も、同様の要件を充足すれば、営業秘密の内容の部分を書面等に出力等して電子情報処理組織から消去する措置を講じることができる(改正民訴法92条9項、10項)。

条1項)に相当するものとして、今後、最高裁判所規則で、電子判決書に記録された情報につき作成主体の明示及び改変が行われていないことを確認できる措置*13を講じることが定められるものと思われる。

電子判決書の送達(改正民訴法255条1項)については、電子判決書に記載されている事項を記載した書面であって裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が当該電子判決書に記録されている事項と同一であることを証明したものを送達する方法(同2項1号)、または、電子情報処理組織による送達(システム送達)*14(同2項2号、109条の2)で行われる。

(2) 電子決定書及び電子命令書等

決定、命令についても同様に電子決定書、電子命令書が作成される(民訴122条)。支払督促についても電子支払督促となる(改正民訴法387条)。

(3) 電子調書

調書についても、電子調書となり、口頭弁論調書に関する規定(改正民訴法160条1項)が最高裁判所規則で他の期日に準用される予定である。電子調書はファイルに記録され(同2項)、ファイルに記録された電子調書に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所書記官が*15、申立て又は職権でいつでも更正できることが明文化された(改正民訴法160条の2第1項)。

5 電磁的訴訟記録の閲覧等

(1) 閲覧等について

ア 電磁的訴訟記録は、何人も、閲覧を請求できる(改正民訴法91条の2第1項)。また、当事者及び利害関係を疎明した第三者は、最高裁判所規則で定める

電子情報処理組織*16を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他最高裁判所規則で定める方法による複写を請求することができる(同2項)。そして、裁判所書記官に対し、複写した当該電磁的記録の内容が電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの*17を提供することを請求できる(同3項)。

イ 具体的には、最高裁判所規則で、以下の方法が定められる予定である。

閲覧については、裁判所設置端末のディスプレイに電磁的訴訟記録の内容を表示する方法又はインターネットを通じて電子情報処理組織を利用して当事者及び利害関係を疎明した第三者が使用するPCやタブレットのディスプレイに電磁的訴訟記録の内容を表示する方法が可能となる。

複写については、インターネットを通じて電子情報処理組織を利用して当事者及び利害関係を疎明した第三者が使用するPCやタブレット内のファイルに記録させる(ダウンロードする)方法及び裁判所設置端末に当事者及び利害関係を疎明した第三者が使用するUSBメモリ等の記録媒体を接続して、電磁的訴訟記録のデータを記録させる方法をとることができる。

また、電磁的訴訟記録との同一性に係る裁判所書記官の証明の交付については、複写の場合と同様の方法で提供される。

(2) 閲覧等の制限について*18

秘匿決定があった場合には、秘匿事項届出部分の閲覧等の請求をすることができる者が当該秘匿対象者に限られる(改正民訴法133条の2第1項)。秘匿決定の申立てがなされ、その申立てについての裁判が確定するまでの期間も同様である(改正民訴法133条3項)。

*13: 具体的方法としては、電子署名、タイムスタンプ等が考えられる。

*14: オンライン申立てが義務化される訴訟代理人等はシステム送達が義務化される。

新しい電子情報処理組織(仮称:「TreeeS」)による送達(システム送達)については、LIBRA2024年4月号「民事裁判手続のIT化の現在とこれから 各論1 オンライン申立て、システム送達、公示送達」参照(前掲注1)。

*15: これとは異なり、和解又は請求の放棄・認諾についての電子調書は裁判所が更正決定をする(改正民訴法267条の2第1項)。

*16: 2026年5月24日までに、新しい事件管理システム(仮称「TreeeS」)の利用が開始される予定である(前掲注1)。

*17: 非電磁的記録における正本(改正民訴法91条3項)に当たるものである。

*18: 詳細は本号「民事裁判手続のIT化の現在とこれから 各論4 当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度」を参照されたい。

また、秘匿決定があった場合、裁判所は、申立てにより、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定をすることができる（改正民訴法133条の2第2項）。

職権による訴訟記録の閲覧制限として、送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限がある（改正民訴法133条の3第1項）。

6 訴訟費用の電子納付

(1) 概要

従来、申立て等の手数料は、申立書等に収入印紙を貼付して納付され（改正前民事訴訟費用等に関する法律8条）、郵便費用については、郵券で予納することとなっていた（同13条）。改正民訴法ではこれらが一本化され、また、最高裁判所規則により納付方法も電子納付となる予定である。

(2) 申立て等手数料の電子納付

申立て等の手数料（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正（令和4年法律第48号）（以下「改正民訴費用法」という）3条、7条）及び手数料以外の費用（改正民訴費用法11条1項）の納付については、原則として、最高裁判所規則で定めるところにより現金をもって納めることとされた（改正民訴費用法8条1項、12条2項）。実際には、最高裁判所規則でPay-easy（ペイジー）等の電子納付の方法が定められるものと思われる。これは、書面申立ての場合でもオンライン申立ての場合でも異ならない。

例外として、書面をもって申立てすることができる場合であって、やむを得ない事由があるときは、収入印紙によって納めることができる（同但書）。

(3) 郵便費用の手数料化及び電子納付

郵便費用については、オンライン申立てができる申

立てについては、郵便物の料金等を納めることを要しないとされ（改正民訴費用法11条1項但書、3条2項、改正民訴法132条の10第1項）、郵券での予納が不要となった。郵便費用の概算額を申立て等の手数料に含むこととして、申立て等の手数料が改められた（改正民訴費用法3条2項、別表第2）。

また、オンライン申立てが可能な場合、オンライン申立てを利用するときと、書面申立てを利用するときで、郵便費用に違いがあり、オンライン申立てを利用した方が書面申立てを利用した場合と比較して低廉な額となる（改正民訴費用法3条2項別表第2）*19。

7 法定審理期間訴訟手続

(1) 概要

法定審理期間訴訟手続（以下「本手続」という）とは、当事者双方の申出・同意があれば、一定の事件につき、手続開始から6月以内に審理を終結し、そこから1月以内に判決をする制度である。フェーズ3の実施の時期と同じく2026年5月24日までに施行される。

(2) 要件

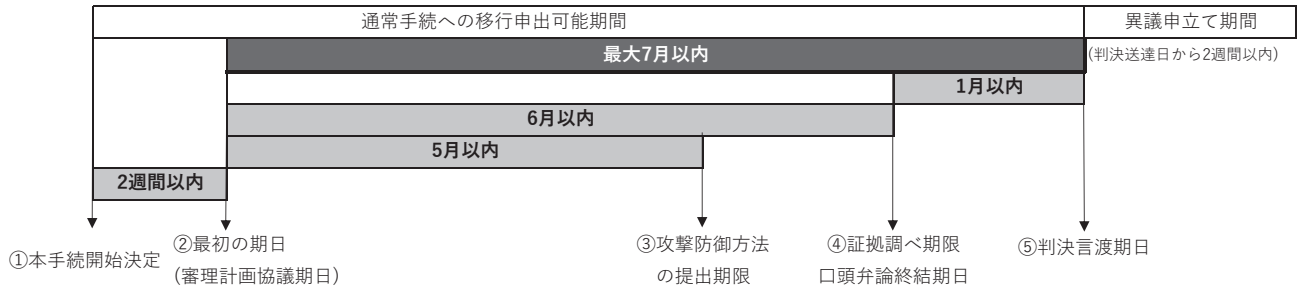
本手続を利用するためには、以下の要件を満たす必要がある。通常、審理の早期段階での申出が想定されるが、申出する時期に制限はない。

- ① 当事者の裁判所に対する申出（当事者双方の申出又は一方の申出及び相手方の同意）（改正民訴法381条の2第1項、2項）
- ② 消費者契約に関する訴え及び個別労働関係民事紛争に関する訴えでないこと（同1項但書）
- ③ 裁判所が、事案の性質、訴訟追行による当事者の負担の程度その他の事情に鑑み、法定審理期間訴訟手続により審理及び裁判をすることが当事者の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げると認めるとき、でないこと（同2項）*20

* 19: 郵便費用について、例えば、被告一人の前提で、訴え提起の場合は、書面申立てが2500円でオンライン申立てが1400円（別表第2第1項口）、控訴の提起の場合は、書面申立てが1900円でオンライン申立てが800円（同2項口）、上告の提起又は上告受理の申立ての場合は、書面申立てが2700円でオンライン申立てが1100円（同3項口）とされている。

* 20: 本手続を利用するには、当事者双方に訴訟代理人が選任されていることが原則となる。「当事者双方に訴訟代理人が選任されているとはいえない場合」については、訴訟代理人が選任されている場合と同視することができるような場合（例えば、当事者である法人の法務部に法曹資格者が在籍している場合が考えられる。）を除き、「適正な審理の実現を妨げると認めるとき」に該当するものとして、手続開始要件を満たさず、この手続を利用することはできないものと解される。」（脇村真治「一問一答新しい民事訴訟制度（デジタル化等）令和4年民事訴訟法等改正の解説」201頁（商事法務））との指摘がある。

法定審理期間訴訟手続の流れ



(3) 審理

本手続の審理は以下の流れで審理が進められる。本手続の最初の期日から判決言渡しまで最大で7月以内で行われる。以下で定められた期日の変更は、やむを得ない事由がある場合でなければ許されない(改正民訴法381条の3第6項)。

- ① 裁判長が本手続による旨の決定の日から2週間以内の間に口頭弁論又は弁論準備手続の期日を指定する(同1項)*21。
- ② 裁判長が①の期日において①の期日から6月以内の間に口頭弁論を終結する期日を指定するとともに、その弁論終結日から1月以内の間に判決言渡しをする期日を指定する(同2項)。
- ③ 本手続において最初に指定された期日(①の期日)から5月以内の間に攻撃防御方法を提出しなければならない(同3項)*22。
- ④ 証拠調べは、本手続において最初に指定された期日(①の期日)から6月以内に行わなければならない(同5項)*23。
- ⑤ 裁判所は、③攻撃防御方法の提出期間が満了するまでに、当事者双方との間で、争点及び証拠の整理の結果に基づいて、本手続の判決において判断すべき事項を確認する(同4項)。

(4) 通常手続への移行

ア 以下の場合、裁判所は通常の手続に移行する決

定をしなければならない(改正民訴法381条の4第1項)。

- ① 当事者の双方又は一方が訴訟を通常の手続に移行させる旨の申出をしたとき(同1号)
- ② 提出された攻撃又は防御の方法及び審理の現状に照らして本手続による審理及び裁判をするのが困難であると認めるとき(同2号)

イ 当事者の移行申出及びこれに対する決定は、時期を制限する規定はなく、口頭弁論終結後判決言渡し前まで認められるが、判決言渡し後は申出をすることはできず、異議申立てによることとなる。移行決定に対する不服申立ては認められない(同2項)。移行決定がされた場合、本手続で行われた審理内容や訴訟手続の効果が維持されたまま、通常の民事訴訟手続で審理がなされることになる。訴訟が通常の手続に移行したときは、本手続のために既に指定した期日は、通常の手続のために指定したものとみなされる(同3項)。また、本手続で提出しなかった攻撃防御方法を通常の手続へ移行後に提出することは可能である*24。

(5) 電子判決書

通常手続の電子判決書の記録(改正民訴法252条1項、2項)と異なり、本手続の電子判決書には、事実として、請求の趣旨及び原因並びにその他の攻撃又は

*21：いわゆる審理計画協議期日である。なお、通常手続のために既に指定されていた期日は本手続のために指定されたものとみなされる(改正民訴法381条の2第4項)。

*22：裁判所が当事者の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間以内となる。

*23：裁判所が当事者の意見を聴いて、これより短い期間を定めた場合には、その期間以内となる。

*24：通常手続移行後の攻撃防御方法の提出が「時機に遅れた攻撃防御方法」(民訴157条)に該当するかについて、「当事者の申出により通常の手続への移行を認めた趣旨からすると、法定審理期間訴訟手続において提出しなかったことのみをもって、通常の手続で提出された攻撃防御方法が「時機に遅れた攻撃防御方法に該当すると判断することはできないと考えられる。」(前掲注20、201頁)との指摘がある。

防御の方法の要旨を記録するものとし、理由として、当事者双方との間で確認した事項（改正民訴法381条の3第4項）に係る判断の内容を記録するものとされる（改正民訴法381条の5）*25。

(6) 不服申立て

ア 本手続で判決が出された場合の不服申立て方法は、控訴ではなく（改正民訴法381条の6本文）、

電子判決書の送達を受けた日から二週間以内に、その判決をした裁判所への異議申立てによるものとされる（改正民訴法381条の7本文）*26。送達前に異議を申し立てることもできる（同但書）。

イ 適法な異議があったときは、訴訟は、口頭弁論終結前の程度に復し、通常の手続で審理及び裁判が行われる（改正民訴法387条の8第1項）*27。

* 25：そのため、判決において判断すべき事項の確認（改正民訴法381条の3第4項）については、十分に注意を払う必要があると思われる。なお、最高裁判所規則で、判決において判断すべき事項が期日において確認されたときは当該事項を電子調書に記録しなければならない旨が規定される見込みである。

* 26：ただし、訴えを却下した判決に対しては控訴することができる（改正民訴法381条の6但書）。

* 27：もっとも、異議申立てを行ったとしても本手続の判決の効力は維持され、異議後の判決は、本手続の判決の認可又は取消となる（改正民訴法381条の8第4項、民訴362条）。

各論 4

当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度

民事訴訟問題等特別委員会委員長 中條 秀和 (51 期)

第1 はじめに

訴えを提起するとき、訴状には当事者及び法定代理人の住所、氏名を記載しなければならない（改正民訴134条2項1号、規則2条1項1号）。そのため、犯罪被害者が加害者に対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起する場合や、DV被害者が従前の住所（あるいは居所）から身を隠して加害者に対して損害賠償請求訴訟あるいは離婚訴訟を提起する場合に、自身の現在の住所や氏名を加害者に知られることになる。このことが二次被害を危惧する被害者が

裁判を躊躇する一つの原因となってきた。

この問題に対処するため、2022年の民訴法改正により当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度が創設され（改正民訴133条ないし133条の4）、2023年2月から施行されている*1。現行の秘匿制度は書面による申立てや電子化されていない訴訟記録を前提とするもので、今後、オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施に伴い、条文の文言修正や現在未施行の133条の2第5項及び6項が施行されることになる。現行の秘匿制度については、日弁連の会員専用サイトに概要の説明*2と参考書式*3が掲載されているので

* 1：当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度にかかる改正民訴法の規定は、民事執行法（20条）、民事保全法（7条）、人事訴訟法（1条）、家事事件手続法（38条の2）等で準用される。ただし、人事訴訟法では事実調査部分の閲覧等について民事訴訟法133条の2及び133条の3の適用は除外され、閲覧等の請求に対する裁判所の許可の判断に委ねられている（人事35条）。また、家事事件手続法では秘匿決定申立ての規定は準用されるが、秘匿事項記載部分の閲覧等制限申立ての規定は準用されず、従来の非開示希望の申出と閲覧等の請求に対する裁判所の許可の判断に委ねられている（審判事件について家事47条、調停事件について同254条）。なお、秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てには手数料がかかるが、非開示希望の申出は裁判所の閲覧等不許可の判断を事実上促すものにすぎず手数料はかからない。

* 2：当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度に関する改正民事訴訟法等及び改正民事訴訟規則等の運用に関する周知について（依頼）
https://member.nichibenren.or.jp/news/documentFile/2023/230116_syuchi.pdf

* 3：当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度に関する改正民事訴訟法等に関する各種書式について
https://member.nichibenren.or.jp/minji_kaji/minji/kaisei_minji_format.html

そちらも参照いただきたい*4。

民事裁判手続のIT化は、住所、氏名等の秘匿制度と直接関係するものではないが、オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施に伴い秘匿制度の手続きにも影響するので確認をしておきたい。

第2 民事裁判のIT化と秘匿制度

1 秘匿決定申立て

(1) 裁判所は、申立てにより、①申立て等をする者又はその法定代理人の住所、居所その他その通常所在する場所、②申立て等をする者又はその法定代理人の氏名その他当該者を特定するに足りる事項、の全部又は一部が当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があった場合には、決定で住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができる（改正民訴133条1項）。

「申立て等」とは申立てその他の申述を意味し、「申立て等をする者」には原告だけでなく、被告、参加申立人、訴訟手続の受継申立人なども含んでいる。また、「その法定代理人」には申立人等の親権者や後見人等は含まれるが、その他の親族や訴訟担当の担当者は含まれない。

「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれ」については、改正前からの訴訟記録の閲覧等制限決定の要件（民訴92条1項1号）についての解釈が参考となる*5。典型的には犯罪被害者やDV被害者が提訴により二次被害をうけるおそれを回避するという本条の立法趣旨から、相手方当事者の付き

まといや加害行為等を誘発して秘匿対象者の平穏な社会生活が害され、また対象者の身体・財産に害を加えまたはこれらの者を畏怖・困惑させる行為がされるおそれがある場合等を広く含む*6。

(2) 民訴132条の10第1項はオンライン申立てを認めているが、改正規則52条の9第1号で、住所、氏名等の秘匿申立ては書面で行なければならないと定め、民訴132条の10第1項にかかる最高裁規則（いわゆる mints*7 規則）*8は、現時点でオンラインによる提出を認める書面等について、規則3条1項によりFAXを利用して送信することができるものに限定していることから（秘匿決定申立書は同項1号に該当）、秘匿決定の申立ては書面で行なければならない。

今後、オンライン申立てや訴訟記録の電子化が全面的に実施されるのに伴い最高裁規則が改正され、秘匿決定の申立てもオンライン申立てが可能になり、訴訟代理人についてはオンライン申立てが義務付けられることになるとと思われる（改正民訴132条の11第1項1号参照）。

2 秘匿事項の届出

(1) 秘匿決定の申立てをする際には、秘匿事項*9を書面により届け出る必要がある（改正民訴133条2項）。秘匿事項届出書面は改正規則3条1項2号によりFAXによる提出が認められていないため、mintsを利用してオンライン提出することもできない。

オンライン申立てや訴訟記録の電子化が全面的に実施される段階の改正民訴では、書面での届出の他に「最高裁判所規則で定める方法」（たとえば

*4：民事裁判手続のIT化全体を解説するものとして山本和彦「民事裁判手続のIT化」（弘文堂）2023

*5：東京高決平27・4・6（判時2320・36）

*6：山本・前注4・115頁。越山和広「被害者の氏名等を相手方に秘匿する制度」ジュリスト1577号60頁。

*7：民事裁判書類電子提出システム

*8：民事訴訟法第132条の10第1項に規定する電子情報処理組織を用いて取り扱う民事訴訟手続における申立てその他の申述等に関する規則（令和4年1月14日最高裁判所規則第1号）

*9：秘匿の対象となる「住所等」としては、住所、居所、その他通常所在する場所（例：職場）を、「氏名等」としては、氏名、その他その者を特定するに足りる事項（例：本籍）を想定している。証人の住所等や氏名等、申立て等をする者の親族（法定代理人を除く）の住所等や氏名等は対象とはされない。そのため、提出する書面等に親族の住所等や氏名等、またそれらを推知させる事項を不用意に記載しないよう注意する必要がある。

USBメモリに記録して提出)により届け出ることを規定しているが、情報流出のおそれを考慮して秘匿事項の届出についてはオンラインでの届出を想定せず、オンライン申立てを義務化される訴訟代理人もその義務を免除されることになる*10。訴訟代理人は、訴状などの申立てはオンラインでの申立てが義務化されている関係で秘匿事項の届出までオンラインで行わないよう気を付けたい。

(2) 秘匿決定をする場合、裁判所は、当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項を同時に定める(改正民訴133条5項)。

実際には、訴えの提起、答弁、参加申立てといった申立て等と同時に秘匿決定の申立てや閲覧等制限の申立てを行い、裁判所の決定を待たず、申立て等の書類に申立人自ら考えた代替住所や代替氏名を先行的に記載することが考えられる。しかし、これら代替事項を最終的に決定するのは裁判所であるから、奇抜な代替事項(架空の住所や偽名など)を記載していると、裁判所が適切なものと認めずに異なる代替事項を決定し、申立人はその決定に沿った書類を提出し直すことが予想される。そのため、代替住所や代替氏名で訴状を作成する場合には、日弁連がウェブサイトで公表している代替事項の定め方についての説明文を参照されたい。

代替事項を当該事件並びにその事件についての反訴、参加、強制執行、仮差押え及び仮処分に関する手続において記載すれば、民訴法その他の法令の規定の適用については、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載したものとみなされる(同)*11。ここにいう仮差押え及び仮処分とは、本案訴訟提起

後に申し立てられるものを想定しており、訴訟提起前に申し立てる場合には、当該申立てと同時に秘匿決定申立てと秘匿事項の届出をする必要がある*12。また、同規定の趣旨は代替事項決定の効力を及ぼすにとどまり、秘匿決定自体の効力を他の手続に及ぼすものではない。したがって、基本事件以外の手続きで当事者の住所、氏名等を記載した書面を提出する必要がある場合や秘匿事項を推知させる内容が記載された書面を提出する場合には、改めて秘匿決定申立て、閲覧等制限申立てをする必要がある*13。なお、同一事件における上訴には秘匿決定の効果が及ぶ。

3 秘匿決定申立てに伴う閲覧等制限

秘匿決定の申立てがなされると、その申立てについての裁判が確定するまで、秘匿対象者以外の者は秘匿事項届出書面の閲覧等の請求をすることができない(改正民訴133条3項)。

オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後は、閲覧等の制限の対象が、訴訟記録又は訴えの提起前における証拠収集の処分の申立てにかかる事件の記録(非電磁的証拠収集処分記録及び電磁的証拠収集処分記録。訴訟記録と併せて「訴訟記録等」とされる)のうち秘匿事項の届出にかかる部分(秘匿事項届出部分)の閲覧等の請求をすることができないとされる*14。

申立ての却下が確定すれば秘匿事項届出書面の閲覧等が可能となり、秘匿決定がなされれば引き続き秘匿事項届出書面の閲覧等の請求をすることができる者が秘匿対象者に限定される(改正民訴133条の2

*10：法制審議会民事訴訟法(IT化関係)部会(以下「部会」という)資料27・1頁注)。青木哲「住所、氏名等の秘匿制度」法律のひろば2022・9(75巻9号)49頁。改正民訴では、書面や電磁的な記録媒体(USBなど)で提出されたものは裁判所書記官によりファイル(電子化された訴訟記録)に記録されることになるが、秘匿事項届出書面については除外されている(改正民訴132条の12第1項2号、132条の13第2号)。他方、オンライン届出を想定した電磁的記録の削除規定(改正民訴133条の2第5項、6項参照)が用意されていないことからすると、オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後も秘匿事項の届出は書面または電磁的な記録媒体により行うことを想定しているものと考えられる。

*11：ここに列挙されている手続きは民訴55条1項の訴訟代理権の及ぶ範囲に関する規定を参考にしたもので例示であり、代替事項の定め効果は、それ以外の手続であっても代替事項の定め目的に反しない限り、関連する手続一般に及ぶものとされる(部会資料30・15頁)。なお、仮処分においては訴訟物との同一性に気を付ける必要がある。

*12：部会資料30・15頁。

*13：山本・前注4・120頁。

*14：オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施にともなって改正民訴133条3項の文言が修正される。

第1項)。オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後も文言の修正はあるが同様に規律されている。

4 秘匿決定に対する不服申立て

秘匿決定の申立てを却下した決定に対しては即時抗告することができるが(改正民訴133条4項)、秘匿決定に対しては即時抗告できず、通常抗告(民訴328条)をすることもできない。後述の取消しあるいは閲覧等許可の申立てをする必要がある(改正民訴133条の4)。

5 秘匿事項記載部分の 閲覧等制限申立て

(1) 秘匿決定がなされた場合、秘匿対象者は、秘匿事項届出書面以外の訴訟記録等の中で、秘匿事項または秘匿事項を推知することができる事項が記載され、または記録された部分(秘匿事項記載部分)の閲覧等の請求をすることができる者を当該秘匿決定に係る秘匿対象者に限るよう申し立てることができる(民訴133条の2第2項)*15*16。住所等の推知事項としては、本籍地、旧住所地、現在あるいは過去に受診した医療機関名や子が通う学校名などを、氏名等の推知事項としては、生年月日、愛称、電話番号、親族の氏などが想定されている。

閲覧等制限申立ては、秘匿事項または秘匿事項を推知することができる事項が記載されている「部分」を特定して行うので、例えば、第1準備書面

と第2準備書面を提出する場合に、第1準備書面についてのみ該当部分を特定して閲覧等制限の申立てをしても第2準備書面の記載内容に決定の効果は及ばないので、第1準備書面及び第2準備書面それぞれについて該当部分を特定して閲覧等制限の申立てをする必要がある。また、第1準備書面について閲覧等制限の申立てをし若しくは制限決定を得た後に第2準備書面を提出する場合も、先に行った申立て若しくは制限決定の効果は第2準備書面には及ばないので、別途閲覧等制限の申立てをしなければならない。

閲覧等制限申立ては書面でしなければならない(改正規則52条の9第2号)。全面的なオンライン申立てや訴訟記録の電子化の実施後は、書面による申立て又はオンライン申立てによることとなるが、訴訟代理人についてはオンライン申立てが義務付けられると思われる*17。

(2) 秘匿事項記載部分の閲覧等制限申立ては、秘匿事項や推知事項が記載された書面を提出する際に同時にしなければならない(改正規則52条の11第2項)、秘匿事項記載部分をマスキングした閲覧等用の書面を当事者の側で作成して提出(オンライン申立ての場合はアップロード)しなければならない(同3項)。さらに、申立時に申立人側で特定した秘匿事項記載部分と裁判所が決定で特定した秘匿事項記載部分にズレがある場合には、裁判所の決定に従った秘匿事項記載部分をマスキングした書面を改めて提出しなければならない(同5項)*18。

これまで書面で提出していた際にはマスキング漏れだけ注意していれば良かったが、オンライン提出

*15：条文の文言からも明らかであるが、閲覧等制限申立ては秘匿決定申立てがなされていることを前提にした制度である。

*16：第三者に対する関係では、当事者の私生活についての重大な秘密を守り、当事者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずることのないよう、改正前民訴法においても秘密保護のための閲覧等の制限の規定が存在していた(民訴92条1項1号)。しかし、その場合でも第三者が訴訟に参加して当事者となる場合には同規定による閲覧等の制限の効果は及ばなくなる。そこで、民訴92条1項1号による閲覧等制限の実効性を確保し、民訴法の改正により創設された当事者に対する住所、氏名等の秘匿制度を機能させるべく、民訴92条1項1号の申立てがなされた後に第三者が訴訟に参加したときは、裁判所書記官は、当該申立てをした当事者に対して参加後直ちにその旨を通知することを義務付け(改正民訴92条6項)、かつ参加者に対して当該申立てにかかる秘密記載部分の閲覧等を制限して、当事者に秘匿決定申立て及び閲覧等制限申立てをする機会を与えている(改正民訴92条7項)。

*17：書面で行われた場合、裁判所が必要と認めるときは秘匿事項記載部分はファイルに記録されない(改正民訴132条の12第1項3号、132条の13第3号)。

*18：閲覧等制限決定の一部を取り消す裁判が確定したときや、閲覧等許可の決定が確定したときにも、申立人側は当該取消部分あるいは閲覧許可部分を除いてマスキングした書面を作成して裁判所に提出する必要がある(改正規則52条の11第6項)。

の場合には、パソコン上でマスキング処理し、紙への出力というプロセスを経ずにそのデータをアップロードすることも考えられるので、提出用（閲覧に供される）マスキング書面の作成にあたっては細心の注意を要する。具体的には、手間であってもマスキングしたファイルをプリントアウトしてそれをスキャンするか、パソコン上でのみ作業する場合には、例えば、Adobe Acrobat Pro DCの「墨消しとしてマーク」機能を用いて、ソフトによりマスキングした部分だけ完全にテキストデータを消去する必要がある。これに対し、単に黒色の蛍光ペン（ハイライト表示）で塗りつぶした場合、一見読めないように見えても当該部分のテキストデータは残っているため、そのPDFを入手した者が秘匿情報をコピー、閲覧できてしまう危険性があるのでくれぐれも注意を要する*19。また、マスキング前のファイルを送信してしまうなどファイルの送信ミスは重大な結果につながりかねないので、くれぐれも気を付けたい。

6 秘匿事項記載部分の閲覧等制限 申立てに伴う閲覧等の制限

秘匿事項記載部分の閲覧等制限申立てがあったときは、その申立てについての裁判が確定するまで秘匿対象者以外の者は、当該秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をすることができない（改正民訴133条の2第3項）。オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後も文言を修正した上で同様に規律される。

オンライン申立てや訴訟記録の電子化の全面的な実施後の新たな規律として、裁判所は、閲覧等制限の申立てがあった場合、必要があると認めるときは、電磁的訴訟記録等の中の秘匿事項記載部分につき、その内容を書面に出力し又はこれを他の記録

媒体に記録するとともに、当該部分を電磁的訴訟記録等から消去する措置その他の当該秘匿事項記載部分の安全管理のために必要かつ適切なものとして最高裁判所規則で定める措置を講ずることができる（改正民訴133条の2第5項）。当該措置が講じられた後に、閲覧等制限の申立てを却下する裁判が確定したとき、又は当該申立てにかかる決定を取り消す裁判が確定したときは、裁判所書記官は当該秘匿事項記載部分を改めてファイルに記録しなければならない（同6項）。

これは秘匿制度の重要性から、電磁的訴訟記録が外部とつながるシステム上で管理されているが故のリスクを考慮し、秘匿事項の漏洩を避けるべくより安全性が高いと考えられる書面での保管を定めたものである。

7 閲覧等制限決定に対する不服申立て

閲覧等制限申立てを却下する決定に対しては即時抗告することができるが（改正民訴133条の2第4項）、閲覧等制限決定に対しては即時抗告も通常抗告もできず、取消しあるいは閲覧等許可の申立てをする必要がある。

8 送達をすべき場所等の調査嘱託があった場合における閲覧等の制限

(1) 当事者又はその法定代理人に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての調査を嘱託した場合において*20、当該嘱託に係る調査結果の報告が記載された書面が閲覧されることにより、当事者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが明らかであると認めるときは、裁判所が決定で、当該書面及びこれに基づいてされた送達

* 19：日弁連会員サイトでも業務関連情報としてPDFファイル公開・提供時の適切なマスキング処理について情報提供しているので参考になる。
https://member.nichibenren.or.jp/gyomu/rinri_fatf/Information_security/other/180723_masking.html

* 20：平成30年12月3日・総行住第199号「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について（通知）」参照。
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daiyo/dv_shien02.html

に関する民訴109条の書面（送達報告書、ただし改正法の全面施行後は条文番号が100条に変更となる）その他これに類する書面の閲覧等の請求をすることができる者を当該当事者又は当該法定代理人に限ることができるとしている（改正民訴133条の3）。また、当事者又はその法定代理人を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての調査を囑託した場合についても同様としている（同）。

たとえばDV加害者である原告が被害者である被告が支援措置を受けているために住所が分からず、住居所不明として訴訟が提起されることがある。この場合、裁判所が送達のために被告あるいはその法定代理人の住民票上の住所について市区町村に調査囑託を行うことがあるが、囑託先からの調査結果の報告にかかる書面を原告が閲覧できるとすれば、被告は訴訟提起の事実自体知らず、秘匿決定の申立て等を行うことができないため、DV加害者に住所を知られてしまうことになり、秘匿制度の趣旨が没却される。そこで、裁判所に職権でこれらの書面の閲覧等を当該調査にかかる当事者またはその法定代理人に制限することを認めたのが本条である。

- (2) 本来、閲覧等の制限は、申立人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを疎明して秘匿決定を得ることを前提にしており、裁判所が職権で閲覧等を制限できるとすることは当事者の訴訟活動を不当に制限することになりかねない。それゆえ、本条では社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることが「明らか」と認められることを要件として、裁判所の職権行使と当事者の手続保障との調整を図っている。明らかとは、DV被害者が支援措置を受けている場合などが典型的なものとして想定されている。

また、裁判所が職権で行うため、秘匿事項や推

知事項を適切に判断することが困難であるため書面全体が閲覧等制限の対象となるところが、秘匿決定あるいは閲覧等制限の申立てと異なる。

- (3) オンライン申立てや訴訟記録の電子化が全面的に実施された後の改正民訴法も、同様の規律の下、書面のほか電磁的記録の閲覧等の制限を加えている。また、秘匿事項の閲覧等制限申立てに伴う裁判所による秘匿事項記載部分の安全管理のための措置の規定が準用される（改正民訴133条の3第2項）*21。

9 秘匿決定の取消し等

秘匿決定、秘匿事項の閲覧等の制限決定、送達すべき場所等の調査囑託があった場合における閲覧等の制限決定に対しては、条文上の要件を欠くことあるいは欠くに至ったことを理由とする取消しの申立て（改正民訴133条の4第1項）、自己の攻撃防御に実質的な不利益が生ずるおそれを理由とする閲覧等の許可申立て（同2項）ができる。これはオンライン申立てや訴訟記録の電子化が全面的に実施された後はオンラインで申し立てることができ、訴訟代理人にはオンライン申立てが義務付けられると思われる。

秘匿決定は第三者との関係でも効果を有することから、取消申立ては第三者もすることができる。他方、閲覧等許可の申立てについては、閲覧等制限決定の効果は第三者にも及ぶものの、攻撃防御は当事者ごとに考慮されるべきであることから、当事者のみができることとされている*22。

閲覧等の許可があった場合、許可の申立てにかかる当事者や訴訟代理人等は、正当な理由なく、許可により得られた情報を手続における攻撃又は防御以外の目的で利用し、秘匿決定等にかかる者以外の者に開示することを禁じられる（同7項）。

* 21：オンライン申立て及び訴訟記録の電子化が全面的に実施された後の改正民訴132条の13第4号は、同133条の3第1項による決定がされ、裁判所が必要と認めるときは、当該決定にかかる書面等及び電磁的記録媒体に記載または記録された事項は電子化された訴訟記録のファイルに記録しないとしている。本文の改正民訴133条の2第5項及び6項の準用は、既にファイルに記載されている秘匿事項記載部分の消去等に関するもので、場面が異なる。

* 22：「自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとき」の解釈について、山本前注4・126頁、越山前注6・62頁。

民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する 手続のIT化

民事訴訟問題等特別委員会委員 長濱 晶子 (60期)

1 はじめに

2023年6月6日に成立、同14日に公布された「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「令和5年改正法」という）により、民事訴訟以外の民事裁判手続、具体的には、民事執行・民事保全、破産・民事再生・会社更生等、非訟、民事調停、労働審判の他、家事事件、仲裁の各種手続を対象として、手続のIT化が実現されることとなった。令和4年改正（「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（2022年5月18日成立））における民事訴訟法の改正に伴い、民事訴訟以外の各種手続の一部についてはIT化されていたが、令和5年改正により、手続の全面的なIT化に向けて、各法律の特色に合わせて規定の見直しが行われたものである。

同改正法は、一部、令和4年改正法の施行日に施行されることとなっている事項（電子裁判書における執行文付与に係る手続のIT化、ウェブ会議等を利用した手続参加等）を除き、原則として公布の日から5年以内の政令で定める日に施行することとされている。

2 各種手続でIT化された手続

今般、改正の対象となった各種手続のIT化については、それぞれの手続を規律する法律において民事訴訟法の包括準用規定が用いられる他*1、各法律における各手続を規律する条項において規律の見直しが行われることとなった。

各種手続においてIT化された主な事項は、次の

とおりである。民事訴訟同様、各種手続において、オンライン申立てが可能となり、代理人はオンライン申立てが義務化される。また、民事訴訟と同様、裁判所に提出された書面等及び電磁的記録媒体については、裁判所書記官が電子化してファイルに記録することとなり、事件記録は、原則電子化される。期日におけるウェブ会議等の利用が可能となり、手続全般について、ウェブ会議等により裁判手続に参加することが可能とされる。電子化された記録の閲覧等については、秘匿決定等があったものは除かれる等の例外を除いて、閲覧・謄写等が可能となる*2。

次項以降では、各手続特有の手続におけるIT化について触れる。

3 民事執行

(1) 民事執行手続におけるIT化

上記2に記載した手続のIT化の他、事件記録の電子化に伴い、配当表、物件明細書等についても電子データで作成される（電子配当表（新民執85条）、電子物件明細書（新民執62条））。また、口頭弁論期日、審尋期日の他、民事執行特有の期日である配当期日、財産開示期日についても、ウェブ会議又は電話会議の利用が可能となる（配当期日について新民執86条、財産開示期日について新民執199条の2）。財産開示期日では、申立人は、ウェブ会議又は電話会議による参加が可能であるが（新民執199条の2）、財産開示義務者の参加については、証人尋問の場合と同様、出頭困難、申立人に異議がない場合等の例外的な場合にウェブ会議によることが可能となる（新民執199条の3）。

*1：民訴法の包括準用規定等については、民執20条、民保7条、破産13条、人訴1条（民訴法の適用）等参照。

*2：具体的な閲覧・謄写等の方法については、今後、最高裁判所規則で規律されることとなる。各手続によって異なる規律が予定されるが、一般的には、①利害関係人は裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた記録の閲覧・謄写の請求ができる、②事件当事者は、いつでも事件の係属中に裁判所外端末を用いた記録の閲覧・謄写ができるとする規律が設けられる予定である。「民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続の見直しに関する要綱」（以下「各種手続IT化要綱」という。法制審議会第197回会議（令和5年2月17日開催）で、要綱案が原案通り採択された）参照。
<https://www.moj.go.jp/content/001389261.pdf>

(2) 売却手続の規律の見直し

改正前は、不動産の強制競売等の手続においては売却決定期日を開いたうえで、売却決定がされていた(旧民執69条、70条)。改正法では、売却決定期日を経ることなく売却する仕組みを規律し、以下のような具体的な内容を定め、これにより、売却決定期日の仕組みは廃止される。

まず、①裁判所書記官が、売却を実施させる旨の処分と同時に、売却の許可又は不許可に関する意見を陳述すべき期間(「意見陳述期間」)及び売却許可又は不許可の決定をする日を指定し(新民執64条4項)、利害関係を有する者は、指定された意見陳述期間内に書面やインターネットを利用して意見陳述を行うことができる(新民執70条には「書面」とあるが、新民執19条の2によりインターネット利用可能と解される)*3。そして、③裁判所は、当該売却決定の日に、電子決定書を作成して、売却の許可又は不許可の決定をするものとされる(新民執69条1項及び2項)。

(3) 配当手続の規律の見直し

従来は、配当期日を開くことなく配当を実施することはできなかったが、令和5年改正法では、配当期日を経ることなく配当を実施できることとなる。

裁判所は、各債権者の債権額や配当の順位・額等を定め(新民執85条1項)、書記官において電子配当表を作成し(同3項)、配当異議の申出をすべき期間を指定し(新民執85条の2第1項)、債権者及び債務者に電子配当表を送付しなければならない(同2項)。配当異議の申出は、当該異議申出期間内に書面またはインターネットの利用が可能となる(新民執89条3項には「書面」とあるが、新民執19条の2によりインターネット利用可能と解される)*4。

ただし、事件の内容によって、必要があると認めるときは、執行裁判所は配当期日を指定することができ(新民執85条の3)、配当期日自体は廃止されない。

(4) 債務名義の正本の提出に代えた電子化された記録事項証明書の提出

令和5年改正前は、強制執行の申立債権者は、債務名義の正本を提出する必要があったところ、改正法により、債務名義に係る判決や民事訴訟以外の手続における審判書等の裁判書も電子データが作成されることとなる。そこで、令和5年改正法では、債務名義が電子データとして作成された場合には、従来の債務名義正本に代えて、電子化された記録事項証明書の提出による強制執行手続が可能となる(新民執25条)。また、債権者は、事件を特定するために必要な情報提供で足りることとなる(新民執18条の2)。

4 民事保全

民事保全手続においても、上記2の通り、手続の各場面においてIT化が実施される(オンライン申立て、提出書面や裁判書等の電子化、期日におけるウェブ会議・電話会議の利用、電子化された事件記録の閲覧等。民事訴訟法の包括準用規定である新民保7条)*5。

提出書面等の電子化については、法制審議会において、審尋を経ないで保全命令が発令される事件において、添付書類や疎明資料の電子化の例外を設けることが指摘されたが、民事保全の事件で一番多い類型である仮差押命令申立事件や処分禁止の仮処分申立事件について提出書面等を電子化しないことは望ましくなく、全ての事件について電子化すべきとの意見もあり、民事訴訟法と同様のルールとし、例外は設けられなかった*6。

口頭弁論期日及び審尋期日は、民事訴訟法の規定を準用し、民事訴訟と同様の規律となる。口頭弁論期日はウェブ会議の利用(改正民訴87条の2第1項)が、審尋期日は電話会議の利用(同2項)が可能となり、参考人及び当事者本人の審尋は、ウェブ会議の利用に加えて、当事者双方に異議がないときは電話

*3：脇村真治他「民事執行・民事保全・倒産および家事事件等に関する手続のデジタル化(4・完)」(商事法務)NBL 1255号 7頁。

*4：脇村真治他「民事執行・民事保全・倒産および家事事件等に関する手続のデジタル化(4・完)」(商事法務)NBL 1255号 7頁。

*5：申立時の債権者面接については特別の規定は設けられていないが、本稿執筆時において、大阪地方裁判所では、電話面接が利用されており、他庁においても同様の運用は可能であると思われる。

*6：部会資料19-2 11頁参照。

会議の利用も可能となる（改正民訴187条3項、4項）。法制審議会において、仮の地位を定める仮処分における債務者が立ち会うことができる審議の期日、保全異議、保全取消し及び保全抗告の審尋期日につき特則を設ける（電話会議を認めない）ことも検討されたが、最終的には、当事者の意見を聴いて必要に応じて両方の利用を認めることとし、特則を設けないこととした*7。

なお、保全取消の手續で、債権者は本案の訴えの提起又はその係属を証する書面提出の必要がある（新民保37条1項）。これに関しては、法制審議会の要綱において現在の裁判所書記官による証明文書の提出に代えて、起訴命令を発せられた債権者が保全命令を発した裁判所において本案の訴えの提起又はその係属を裁判所のシステムを通じて確認するために必要な情報を書面又は電磁的記録によって提出すれば、裁判所書記官による証明文書の提出を不要とすることも可能にする仕組みが提案されている*8。

5 破産手続

(1) 破産手続におけるIT化*9

破産手続等についても、各場面において手続のIT化が実現される。オンライン申立てが可能となり、破産申立代理人はオンライン申立てが義務化されることに加え*10、破産管財人等（破産管財人、保全管理人、破産管財人代理及び保全管理人代理）が、破産手続において行う申立て等についてもオンライン申立てが義務化される（新破産13条における改正民訴法132条の11第1項第1号の読み替え規定）。

裁判書や調書の他、破産債権者表（新破産115条）、配当表（新破産191条1項）等も、電子化されることが

予定されている。破産手続特有の期日として、債権調査期日、債権者集会の期日におけるウェブ会議の利用が可能となり、破産者、破産管財人及び届出をした破産債権者等はウェブ会議により手続に関与することができる（債権調査期日について新破産121条の2、債権者集会期日について新破産136条の2）。

(2) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録の閲覧等の具体的な方法については、利害関係人が裁判所設置端末及び裁判所外端末を用いた閲覧等請求が可能となること、申立人、破産者（債務者）及び破産管財人等はいずれも事件係属中に、裁判所外端末を用いた閲覧又は複写が可能とする（債権者として閲覧等が認められた者も同様に可能とする）規律が、今後、最高裁判所規則により設けられる予定である*11。

(3) 債権届出書の扱いに関する検討

破産手続において、法制審議会では、一定の要件のもと債権届出書のインターネットを利用した提出ができる仕組みの議論がなされたが、最終的には、債権届出書のIT化に関する規律は設けられなかった。

紙媒体で債権届出がなされる場合が予想されること、各裁判所によって様々に異なる債権届出の取扱いにも影響が生じるという懸念や指摘があったことを踏まえ、将来、構築されるシステムのもとで、インターネットの利用が可能と考えられるものの、現段階では将来を見通した規律を設けることは難しいこと、実務上、債権届出の提出先が破産管財人になっていることなどからすると、実務の運用にて行うことも可能との意見が示され、最終的には要綱には記載されず、改正は見送られた*12。

*7：部会資料17 17頁参照。

*8：各種手続IT化要綱第2-7（4）参照。なお、「新民保37条1項および3項に関しては、記録事項証明書を省略する旨の立法措置は講じていない」が、「今後、上記のような運用を見据えたシステム面での検討が進められることが見込まれている」とされている。NBL「民事執行・民事保全・倒産および家事事件等に関する手続のデジタル化（4・完）」（商事法務）1255号 5頁、6頁。

*9：民事再生、会社更生、特別清算及び外国倒産処理手続の承認援助の手続について、破産手続等の各項目と同様の項目につき、同様にIT化される。

*10：破産法の包括準用規定は、新破産法13条。

*11：各種手続IT化要綱第3-5及び（注）参照。

*12：法制審議会—民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化部会）部会資料（以下「部会資料」という）19-2 要綱案たたき台（2）説明、山本和彦「民事裁判手続のIT化」（弘文堂）161頁参照。

(4) 公告に関する検討

法制審議会における議論の過程で、個人破産についての公告の在り方、破産情報の公開の制限等の方策、情報提供のあり方等についての課題が指摘された一方、公告の破産債権者の財産権の保障という公告機能をどう考えるかという点を踏まえた意見もあった。以上のように現状様々に意見があり、今後、解決していかねばならない指摘はあったものの、結論を出すことは出来ず、破産法全体の制度を整合的に考えて議論すべき問題であるとの結論に至り、公告について要綱には記載されず、改正は見送られた*13。

(5) IT化による変化と今後の検討課題

申立代理人、破産管財人の実務のIT化に加え、届出債権者にとっても、従来と比べ、債権者集会等の手続参加、情報へのアクセスが簡便となり、利用する者が増えることが予想される。今回、規律が設けられなかった債権届出については、当面は、紙媒体での債権届出の運用が継続されると予想されるが、今後、債権届出のIT化についても実務での運用の可能性もある。公告については、破産法における債権者に対する公告機能と、破産者の保護との両面の検討を要し、今後の検討課題として残されている。

6 家事事件・人事訴訟

(1) 事件記録の電子化の対象事件の範囲

人事訴訟における事件記録、家事事件手続における事件記録についても、他の手続同様、原則、電子データ化される（人訴1条*14、新家事38条1項、2項）。ただし、①別表第1掲載の審判事件であって最高裁判所規則で定めるものと、②家事事件手続における申立てその他の申述が書面等に行われたときにおける当該書面については、例外的に電子化しなくてよいとされる（新家事38条2項括弧書参照）。

(2) 調査報告書等の電子化

裁判所提出書面について、民事訴訟同様、電子化されファイルに記録される他、裁判書や調書等についても電子化される（電子調書（新家事46条、253条）、電子審判書（新家事76条1項））。また、人事訴訟・家事事件いずれも、家庭裁判所調査官による事実の調査がされた場合の調査結果報告書について、紙媒体での提出に加え、電磁的記録の作成、オンライン提出が可能とされる（新家事58条5項、新人訴34条5項）。

(3) 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用

人事訴訟における期日について、令和4年改正法により、ウェブ会議利用が可能となった口頭弁論期日に加え、審問手続についても、ウェブ会議の利用のほか、電話会議の利用も認められる（新人訴33条6項）*15。家事事件手続においても、ウェブ会議に加え、電話会議による期日が認められ、令和5年改正で、いわゆる遠隔地要件が削除された（新家事54条1項）。

また、人事訴訟、家事事件手続いずれも、参与員の立会いについて、ウェブ会議に加えて、電話会議による期日参加が認められる（新人訴9条6項、新家事40条3項）。また、家庭裁判所調査官及び裁判所技官は、ウェブ会議に加え、電話会議による期日への立会い及び意見陳述が認められる（新家事59条3項、60条2項）。

なお、ウェブ会議又は電話会議を利用して、当該調停委員会を組織していない家事調停委員からの意見聴取（家事264条）も可能と考えられている*16。

(4) 当事者双方が受諾書を提出する方法による調停

家事事件手続において、当事者双方が出頭困難と認められる場合、当事者が予め調停委員会に調停条項案を受諾する旨の書面を提出したときは、予め定め

*13：部会資料20-2 要綱案（案）（説明付き）、山本和彦「民事裁判手続のIT化」（弘文堂）163頁参照。

*14：人事訴訟法については、特則がない限り、民事訴訟法が適用される（人訴法1条）。

*15：人事訴訟手続におけるウェブ会議の利用については、民事訴訟法の規定の適用除外を定める新人事訴訟法29条2項において、民訴87条の2は適用除外とされておらず、民事訴訟手続と同様、人事訴訟において、ウェブ会議の利用が認められる。

*16：各種IT化要綱第9-3（3）注 山本和彦「民事裁判手続のIT化」（弘文堂）170頁参照。

られた調停が成立すべき日時に当事者間の合意が成立したものとみなされることとなり、一方当事者の出頭要件が削除される（新家事270条2項）。

(5) 電子化された事件記録の閲覧等

家事事件手続の事件記録の閲覧等においては、同事件における情報の性質に鑑み、原則、裁判所の許可を得なければ、事件記録の閲覧等を請求することはできない。一方、令和5年改正により、当事者が、事件の係属中いつでも閲覧や謄写を円滑にできるようにする観点から、当事者が自ら提出した資料については、裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官等に対し、閲覧等を請求することができる（新家事47条の2第4項）。

人事訴訟においては、民事訴訟法の規律が人事訴訟にも適用されるが（人訴1条）、事実の調査部分の訴訟記録の閲覧・謄写等の請求については、家事事件同様、裁判所の許可を要し、例外として、自己の提出した書面等については許可を不要とする（新人訴35条2項）。

7 非訟、民事調停、公示催告事件等

(1) 非訟、民事調停、公示催告事件等におけるIT化

非訟事件等についても、他の手続同様、オンライン申立てが可能となり、委任を受けた代理人等は、オンライン申立てが義務化され（新非訟42条1項等）、提出された書面や裁判書等は電子データ化される（新非訟42条1項、2項、57条等）*17。

(2) 期日におけるウェブ会議・電話会議の利用*18

期日において、ウェブ会議の利用に加え、電話会議が可能であったところ、令和5年改正で、いわゆる遠隔地要件が削除された（新非訟47条1項等）。非訟事件における専門委員の期日における意見聴取（非訟33条1項）についても、ウェブ会議の利用に加

え、電話会議によることが可能とされ、令和5年改正で、遠隔地要件が削除された（新非訟33条4項）。

証拠調べにおいては、証拠調べの規律が優先的に適用され、民事訴訟と同様の規律となり、証人尋問についてウェブ会議は利用できるが電話会議は利用できず（改正民訴204条）、参考人等の審尋はウェブ会議を利用することができるが、当事者に異議がないときは電話会議を利用することができることになる（改正民訴187条3項、4項）。

(3) 電子化された事件記録の閲覧等

電子化された事件記録の閲覧について、非訟事件の記録閲覧等については裁判所の許可と裁判所書記官への請求を要するが（新非訟32条の2等）、上記家事事件手続同様、自己の提出した書面等及び電子裁判書等に関しては、裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官に対し、閲覧等の請求をすることができる（新非訟32条の2第4項等）。

(4) 公示催告事件における公告

公示催告事件における公告（非訟102条）につき、裁判所の掲示場への掲示に加えて、裁判所に設置された端末で閲覧することができる措置をとることが可能とされる（新非訟102条1項1号、2号）。

8 終わりに

以上のとおり、令和5年改正法においては、民事訴訟以外の各種手続におけるIT化を実現する規律の見直しが図られ、各規律特有の手続におけるIT化も促進され、具体的な内容については最高裁判所規則の制定が待たれる。今回、それぞれの背景事情や様々な意見があり令和5年改正法において改正が見送られた事項については、今後さらなる議論の継続が見込まれる。

*17：民事調停申立てに関しては、民事調停法21条の2において、民事訴訟法の規定を準用。

*18：民事調停法22条において、非訟事件手続法第二編の規定を準用。

第38回 東京弁護士会人権賞 受賞

認定特定非営利活動法人

CALL4

今回のインタビューでは、第38回東京弁護士会人権賞の受賞者である認定特定非営利活動法人CALL4（コールフォー）の共同代表である谷口太規さん（当会会員）と丸山央里絵さんからお話をうかがいました。

CALL4が運営する公共訴訟支援ウェブプラットフォームは、いわゆる同性婚訴訟（「結婚の自由をすべての人に」訴訟）*1 や在外日本人国民審査権訴訟（「海外でも国民審査を」訴訟）*2 といった憲法分野における重大な事件、さらには先日広く報道された大川原化工機事件*3 でも利用されています。

このように我が国での公共訴訟の活性化という点において重要な役割を果たしつつあるCALL4について、その設立経緯や運営状況、今後の目標等について語っていただきました。

聞き手・構成：志賀 晃



左から、谷口さん、丸山さん

プロフィール◆2018年12月にその前身となる団体が設立され、その後特定非営利活動法人化し、2023年3月に東京都より認定を取得。日本の公共訴訟を活性化させるため、その支援に特化した同名のウェブプラットフォーム（<https://www.call4.jp/>）を立ち上げて運営中。このプラットフォームでは、公共訴訟について、原告等がクラウドファンディングを行うためのサポート、訴訟の背景等を紹介するストーリー記事等の制作・公開、訴訟資料の収集・公開等のサービスが提供されている。

— まずは、東京人権賞の受賞、おめでとうございます。

谷口：ありがとうございます。

— では早速、CALL4さんの名前の由来はどういったものですか。

谷口：もともと“call for”という英熟語があって、これは「～を呼び起こす」とか、「～を必要とする」といった意味なんです。そして、立法・行政・司法の三権に加えて、社会を形作る4番目の力としての市民の力を呼び起こすという意味で、“for”の代わりに、“4”（four）という数字を使って、CALL4と名前を付けています。

— 設立のきっかけはどういったものだったんでしょうか。

谷口：私は、難民事件や強制送還といった事件に注力していた時期がありましたが、公権力との間のものすごい力の差によって、なかなか結果を出せないという状況が続いていました。

その中でも、特にスラジュさんというガーナ人が強制送還手続中に制圧死をされたという事件*4が象徴的でした。この方は入管職員が6人がかりで過剰な制圧を行った中で亡くなられたのですが、この事件について遺族が原告となって国賠請求訴訟を提起しました。

*1：「結婚の自由をすべての人に訴訟（同性婚訴訟）」<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000031>

*2：「海外でも国民審査を」訴訟 <https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000030>

*3：「大川原化工機事件～無実で約1年拘留『人質司法』問題をただす～」<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=I0000084>

*4：谷口太規「やっぱりあきらめないことにした話」<https://www.call4.jp/column/?p=268>

この訴訟で、国側は「スラジュさんの死因は心臓の特殊な疾患によるものだ」と主張して、国の訟務部はふんだんな予算を使って次々に国の主張を支持する専門家証人を用意してきました。これに対し、遺族側には全然資金等のリソースがなくて、数人の弁護士が手弁当で何年間も必死で戦ったのですが、結局、彼我のリソース差によって、すごく理不尽な結果に終わってしまいました。

それで、日本の司法に疲弊して、弁護士を辞め、法律とは違うことを学びにアメリカに留学したんです。そのとき、アメリカは、ちょうどトランプ大統領が当選した直後で、中東の国々の人たちの入国を禁止する大統領令が出されました。これに対し、この大統領令に反対する何万人という人たちから一晩のうちに億単位の寄付が集まり、たくさんの弁護士が命令を阻止するために一気に動いて、その結果、すぐに裁判所が大統領令を止めたということがありました。

そういった体験を経て、弁護士のみが個別の事件を頑張っって何とかしようとするのではなくて、もう少し社会に広く呼びかけることによって、公共訴訟をもっと活性化できるんじゃないか。絶望する前にまだやり残したことがあると考えて帰国し、CALL4を設立したという形になります。

— CALL4さんのウェブサイトにある谷口さんへのインタビュー*5には、アメリカでのビデオ接見や法廷での裁判官による活発なディスカッション状況等を見て、「あ、(自分は) サボっていたなと思ったんですよ」というくだりがあります。これは、個別事件で奮闘することも重要だけど、システムを変えることの重要性を認識したということなのでしょうか。

谷口：そうですね。留学前、自分自身は、日々、「この依頼者のために奮闘する」ということ自身が

至上命題だと思ってやっていて、その中でやれるだけのことはやってきたし、本当に体を壊すぐらい頑張ったつもりでした。

ただ、やっぱり与えられた枠内でいくら頑張っても、変えられないものはあって、枠そのものを変えるという「ゲームチェンジ」への努力は、実はやってこなかったんじゃないか、ということは強く感じました。

— CALL4さんのメンバー構成としては、どういった感じなのでしょう。

丸山：プロボノ集団、つまり市民がその仕事で培った知識等を活かして無償で社会貢献活動を行う集まりなので、明確にこの人はメンバー、この人はメンバーではないみたいなラインは、きっちり決まっています。希望する方が都度、動けるときに参加するという緩やかなスタイルをとっているの、ざっくりした人数で言うと今30～40名くらいでしょうか。

谷口：うち、法曹メンバーが10名くらいで、法曹を志望する大学生やロースクール生といったメンバーたちもとても活発に活動し貢献してくれています。大学等で講義を受けるだけじゃなくて、「現場でどんなことが起きているのかを知りたい」とか、「そこに何か自分たちの力が使えたら」と動いてくれています。

丸山：さらにCALL4はメディアを運営しているので、そこに関わる社会人メンバーもいます。私は編集者ですけど、他にもライター、デザイナー、エンジニア、マーケター、広報、イベントオーガナイザー、いろいろな専門を持つメンバーが関わっています。

私もそうだったんですが、もともと司法というものに縁がなかったメンバーも割といます。先程

*5：「公共訴訟はあなたの身近にある。『話すことから始めよう』」 <https://www.call4.jp/story/?p=924>

のスラジュさんのケースを初めて知って衝撃を受けた人、公共訴訟一つ一つのストーリーを知ってこの社会を変えていける可能性を感じて参加を決めた人など、参画の理由は様々です。

— CALL4さんの事業内容として、具体的な事件についてのケースの掲載や、クラウドファンディング機能の提供がありますよね。こういったものは、その訴訟の当事者や代理人弁護士が、CALL4さんに申込みをしてスタートすることが多いんですか。

丸山：たまに「これは是非」と思ったものは、こちらからアプローチをさせていただくこともあります。ただ最近はあるがたいことに弁護士や、原告の方から問い合わせをいただくことが増え、それがほとんどかな、と思います。

— 弁護士等がCALL4さんのクラウドファンディングを利用したいと考えた場合は、まずメールとかでCALL4さんに問い合わせをすればよろしいのでしょうか。

丸山：そうですね。お問い合わせいただいて、もし訴状をお持ちであれば拝見して、という流れです。

— なるほど。問い合わせを受けた事件については、どのように審査されているのでしょうか。

谷口：原則となる要件は、3つあります。1つ目は公共性に関わる訴訟であるということ。2つ目は、国や自治体を相手にしている訴訟であるということ。3つ目は、担当弁護士が決まっていること。この3つが形式的要件で、それを満たさないものは、基本的にはお断りしている状況です。

このような要件を満たした場合でも、さらに審査委員会というところで議論しながら審査しているんですが、難しい判断を迫られることも多いで

す。私たちも基本的には無償のプロボノメンバー中心でやっており、支援に向けられるリソースも限られているので、全てのケースを支援できるわけではありません。また、例えば、限定された地域に関するケースであったり、事実関係の確定が難しいというケースもあつたりして悩ましいところがあります。さらに、プラットフォーム全体のバランス等も考えなくてはなりませんし、そういったところで試行錯誤が続いています。

— ちなみに寄付金が集まりやすいような傾向といったようなものはあるのでしょうか。

谷口：やっぱり他人事（ひとごと）ではなく、「自分ごと」化しやすいケースかどうか。

丸山：そうですね。

谷口：例えば、グローバルダイニング社の事件*6は、コロナ禍における飲食店への休業命令に関する事件ですけれども、コロナによる自由制限に関して、皆さんがちょっとおかしいなと思っていたところとうまくマッチして、CALL4では過去最大の寄付額（2500万円超）を集めました。

丸山：あとは、弁護士の方や当事者のご自身で積極的に世の中に発信をされているケースの方が寄付金は集まりやすくなる、と思います。

谷口：当事者が自ら募るかどうかで本当に大きくて、寄付しない最大の理由は「頼まれてないから」というふうに言われているようなところもあります。

— 今、情報発信の話が出ましたけれども、この点について何か運営側で気を付けていることってありますか。

谷口：情報公開というとウェブでの訴訟資料のアップロードや期日予定の更新等があり、利用規約で

* 6：「コロナ禍、日本社会の理不尽を問う（コロナ特措法違憲訴訟）」 <https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000071>

「皆さん、情報公開はしっかりしてくださいね」ということを定めています。ただ、弁護士は忙しいというのもある、これがなかなか……。時々裁判所書記官の仕事をしているような感覚になることもあります（笑）。

— あと、CALL4さんの方では、個別の事件の利用者からは手数料はもらっていらっやらないということですね。

谷口：はい。

— 非営利団体の運営では寄付金というのは重要な要素かと思いますが、CALL4さんではどうやって寄付を集めているんですか。

谷口：まずCALL4のサイト経由での個別事件への寄付の際に、それとは別に提案という形でCALL4への寄付も呼びかけていて、これによる寄付があります。

この他に、「マンスリーサポーター」というものを募集しています。

丸山：これはCALL4という団体自体を支援して、毎月継続的にご寄付くださる方を広く募るというもので、今「マンスリーサポーター」は200名弱いらっやいます。このサポーターには法曹の方もいれば一般の方もおり、性別も年齢もさまざまです。

谷口：個別事件への寄付ではなく、CALL4自体への寄付については、確定申告のときの税控除の対象となります。つきましては、皆様、確定申告対策にはふるさと納税とともに、ぜひCALL4にご寄付を（笑）。

— 最後に、今後CALL4さんが目指すところ等について教えてください。

丸山：CALL4のミッションは「司法をひらく」というものです。今までCALL4を通じて、延べ1万人の方々が公共訴訟に寄付をしてくださって



ます。公共訴訟がなかなか世の中の人に馴染みのないものと考えれば、かなり多くの方が関与してくださったことをうれしく思っています。

ただ、もっとたくさんの方に公共訴訟を知っていただいたり、公共訴訟に支援の形で関わる人々が今の10倍、100倍に増えたりするようなプラットフォームに成長していけたらな、というのはずっと思っています。「ケース一つ一つをどうやったらたくさんの人に届けられるか」や、「公共訴訟を身近なものと感じる人を増やしていくために何ができるか」といったこともみんなで議論しているので、大きな目標ですが、今後もそこを頑張っていきたいですね。

谷口：いろいろな人に知られていくようになって、CALL4は公共訴訟のインフラ化しつつある気がするんですね。応援してくださる方も増えていますが、ただ本当のマス、一般大衆にはまだ届いていない部分があります。

今後、より多くの人たちに届けていくには、プロボノという無償活動を基本とする現在の体制では限界も出てくるでしょうから、基盤をしっかりと整備していかないといけない。システムも更新していかなくてはなりません。ただ、そのための資金は不足しているのが現状で、皆さんにもこのプラットフォームを支えていただければ有り難いです。

丸山：もちろん、ケース掲載の方も是非ご利用いただければ幸いです。

2024年1月19日

外国ルーツの子ども髪型オンラインシンポジウム開催報告

外国人の権利に関する委員会委員 市川 悠羅 (75期)

1 はじめに

外国人の権利に関する委員会は「外国にルーツを持つ子どもたちの学校における髪型に関するオンラインシンポジウム」を開催した。

2 アンケート結果の報告

まず、2023年5月から同年6月にかけて当会で実施した「外国にルーツを持つ子どもたちの学校における髪の毛にまつわる経験についてのアンケート」の集計結果の報告を当委員会の有園洋一副委員長から行った。

3 講演

(1) アフリカ系の髪質・プロテクティブヘアスタイルについて

アフリカ系専門ヘアスタイリストの名嶋恵美子氏から、アフリカ系の人々の髪質、プロテクティブヘアスタイル（細かい三つ編み（ブレイズ）や細かい編み込み（コーンロウ）等）等の髪質に適合したヘアスタイル、アフリカ系の人々のアイデンティティ構築という観点からの髪型の重要性等の説明があった。学校から髪型を制限されていたアフリカ系ミックスの生徒が、コーンロウでの登校を許可され、自分らしい髪型でいられるということで自信が付き、成績も向上したという具体的事例も紹介された。

(2) CROWN法(米国の髪質・髪型による差別禁止法)について

愛知大学の犬野友也教授から、米国での黒人差別問題と密接に結びついた髪型規制、規制に対する1960年代頃からの法廷闘争、その後の各州でのCROWN法制定（現在23州で制定）といった同法制定の歴史が紹介され、日本の髪型規制に対する法的な争い方の示唆も出された。

(3) 学校への働きかけの視点

当委員会の林純子委員長から、アフリカ系の子どもたちの髪型についての学校側への相談・働きかけ方法に関して、入学前に校長へ働きかけることが効果的であることや、アフリカ系の子どもにとっての髪型とルーツとの結びつきの強さや子どもの髪質といった個別事情を学校側に伝えることが、学校側の納得を得るために重要であることなどが説明された。

4 パネルディスカッション

講演の後には、講師3名によるパネルディスカッションが行われ、活発な議論がなされた。

アンケート結果を受けて、名嶋氏と林委員長からは、ナチュラルヘアにしているというアンケート回答が予想以上に多かったことへの驚きが述べられたほか、大野教授からは、髪型規制も含む理不尽な校則の全廃を働きかけていく必要性などが述べられた。3講師から共通して、アフリカ系の人々の髪型についての学校側の理解が十分に広がっていないため、その点を理解してもらうことが重要であるとの意見が出た。林委員長から大野教授に対して、髪型規制を正当化するために米国の判例が用いる、「(肌の色などとは異なり、)髪型は変えられる」というロジックを乗り越える方法について質問があり、大野教授からは髪型と髪質は密接に関わっており、容易に変更できないことを論じる必要があるのではないかと考えが示された。

5 終わりに

参加者は57名と盛況で、参加者からの質問もあり、活発な議論がなされた。参加者は、当事者が抱えている問題の重要性を感じ取ることができたのではないかと思います。

2024年1月30日

社会生活のあらゆる分野・形態での差別を禁止する法制の調査・研究に向けたシンポジウム開催報告

2023年度副会長 黒崎 隆 (50期)

1 2024年1月30日、当会は「『外国人・障害者・LGBTQ+、って怖いからアパート貸せません。』これって違法じゃないんですか、弁護士さん?! ~だれも排除されない社会のために必要なことは何か~」と題してシンポジウムを開催した。

本シンポジウムは、外国人の権利に関する委員会、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会及び性の平等に関する委員会の三委員会が協力して、さまざまな属性故に差別の対象となっている人々が存在していることを確認し、その差別を無くしてあらゆる人が等しく社会参加できる社会の構築を目的として企画したものである。

本シンポジウムでは、不動産賃貸の現場において、①外国人であること、②障害者であること、③性的指向や性自認（たとえば、同性カップルであることや自認する性別が戸籍上の性別と異なること）を理由として、不動産を借りることを断られてしまうことが実際にある、という現状があらためて確認された。

当会会長の挨拶に続いて、それぞれの属性をもつ当事者に、アパート、マンションを賃貸する際に入居を拒否された実体験をお話しいただいた。



2023年度松田純一会長
によるあいさつ

そして、各委員会委員から入居拒否事案について、①外国人・②障害者・③LGBTQ+に対する入居差別が違法とされた裁判例等の紹介があった。

続けて、①外国人・②障害者・③LGBTQ+の人たちの賃貸物件確保を積極的に行っている不動産業者から、具体的な取り組みの紹介があった。長年の取り組みのなかで、賃貸人（大家さん）への賃借希望者の説明や賃貸物件入居後のフォローなどを行っているとのことであったが、特に印象的だったのは会社全体としての顧客に対するホスピタリティが向上してそれが会社の成長にもつながっているという点であった。



昇降機で登壇し、あいさつする筆者（弁護士会館講堂クレオ）

2 差別が許されないのは、不動産賃貸借の場面には限られない。学校・教育、雇用、医療、公的サービスの提供、民間の営利事業、さらには刑事手続や収容施設等社会生活のあらゆる場面において同様である。また、差別は、①外国人・②障害者・③LGBTQ+に対するものだけでなく、その事由を問わず許されないものであることも、当然である。

しかしながら、社会のいたるところで差別はなお存在しているものであり、その差別を解消するためには、まずは（意識的か否かに関わらず）差別する主体の意識が変革されなければならない。そして、その実践を行っている事業者が成長を遂げていることを紹介できたことは意義があったのではないかと考えている。

今後、公的機関及び事業者による現存する差別を解消するためには、差別を許さない旨を社会の共通認識とし、公官庁・事業者・業界団体等の指針とすること、並びに、効果的な救済を可能とすることが喫緊の課題であり、差別事由を限定せず、社会生活のあらゆる分野におけるあらゆる形態の差別を禁止する立法の必要性が認識されたと考える次第である。

当会では、2024年3月28日付で包括的な差別禁止法制の調査・研究に向けた会長談話（本誌42頁）を発出しており、事業者側も含めて関連委員会の枠を超えた活動が継続することを期待したい。

美祢社会復帰促進センター見学

2024年1月26日午後、美祢社会復帰促進センターを見学した。
新型コロナの影響を受け、刑事拘禁制度改革実現本部としては約4年ぶりの刑務所見学であった。

刑事拘禁制度改革実現本部委員 宮崎 大輔 (61期)

1 沿革、被收容者、規模

美祢社会復帰促進センターは平成19年4月に我が国第1号のPFI手法を活用した官民協働の刑務所として発足した。

発足当初は定員が男子500名、女子500名であったが、平成23年に女性受刑者300名を新たに収容可能とする施設の増設を行い、令和4年に女性受刑者収容棟の改修により、現在の定員は男子500名、女子796名となっており、女子刑務所としてはわが国最大の収容定員である。総敷地面積は280,622㎡とかなり広い。

令和6年1月4日現在の収容人員は男子224名、女子235名の合計459名、平均年齢は男子34歳、女子41.1歳であり、最年長は男子61歳、女子66歳である。

平均執行期間が概ね3年程度とのことであった。

なお、同センターは、受刑者のことをセンター生と表現している。

2 特色

多数の特色があるが、以下の3つだけ取り上げる。

(1) 仮釈放率や再入率

同センター独自の取り組みのようだが、同センターでは満期釈放ゼロのプロジェクトを立ち上げ、満期釈放のリスクがある者（例：適当な帰住地がない人など）の把握、満期釈放予定者に対する個別指導、仮釈放促進のための個別指導などを実施し、令和5年は男子受刑者130名中仮釈放129名、満期釈放1名、女子受刑者131名中仮釈放130名、満期釈放1名とのことであった。仮釈放率が極めて高い。

令和3年出所の2年以内再入率は全国平均が14.1%であることに対し、同センターの男子が2%、女子が5.4%とのことであり、全国平均より再入率はかなり低い。

(2) 若年受刑者ユニット型処遇の実施

令和4年から、おおむね26歳未満の女子受刑者の中から小集団を編成した上で、少年院の矯正教育の手法や知見



等を活用した「若年受刑者ユニット型処遇」の運用を開始している（男子は川越少年刑務所で実施している）。個別担任制、小集団に編成したユニットでの共同生活、コグトレプログラム（認知機能強化プログラム）やSST（ソーシャル・スキル・トレーニング）を利用した各種指導、職員と対象者との信頼関係に基づく「対話ベース・モデル」の処遇（職員との対話を通して自身の罪と向き合わせ社会生活を考えさせる処遇）を導入していることなどの特徴がある。

(3) 職業訓練（戦略販売科）

必修科目の他に選択科目が男子は9科目、女子が11科目あり、その中で令和3年から販売戦略科が設けられ、同科は、男女混合で実施し、美祢市の特産品のPRポスターを作っているとのことであり、実際にポスターも見た。男女混合での職業訓練はかなり珍しいと思われる。

3 同センターの今後について

第1号のPFI刑務所である同センターであるが、PFI事業の事業期間は2025年3月末までであり、その後は、公サ法（競争の導入による公共サービスの改革に関する法律）に基づく民間委託事業へと移行するとのことであった。その詳細はまだ決まっていないとのことであったが、官民協働による運営は引き続き行われると思われる。

憲法訴訟のいま

第1回 安保法制違憲訴訟 その1

憲法問題対策センター事務局長 棚橋 桂介 (66期)



新連載として「憲法訴訟のいま」が始まります。この連載では、現在進行中の憲法訴訟として安保法制違憲訴訟と選択的夫婦別姓訴訟を中心に上げつつ、その他の近時の憲法訴訟についても取り上げる予定です。

今回は、「安保法制違憲訴訟 その1」として、2024（令和6）年2月22日に早稲田大学の長谷部恭男教授を講師に招いて行われた「緊急企画 安保法制違憲訴訟 仙台高裁判決（2023年（令和5年）12月5日言渡）を検討する～何が認められ 何が足りないのか～」(以下「本企画」といいます)について報告します。

1 本企画の位置づけ

本企画は、安保法制違憲訴訟のうち福島地裁いわき支部に提起された訴訟（以下「本事件」という）の控訴審判決（以下「本判決」という）が2023（令和5）年12月5日に仙台高裁で言い渡され、そこで一定の憲法判断がなされたことから、急遽開催されたものである。

従来、政府は、外国の我が国に対する武力攻撃に対処する個別的自衛権と異なり他国に加えられた武力攻撃を阻止する集団的自衛権の行使は憲法上許されず、これを認めるには憲法改正が必要であるとの憲法解釈を確立・堅持していたが、2014（平成26）年7月1日、憲法解釈を変更して集団的自衛権行使を容認する閣議決定（以下「7・1閣議決定」という）がなされ、2015（平成27）年5月、集団的自衛権行使を含む安全保障関連法案が国会に提出された。同年6月4日には長谷部教授を含む参考人の憲法学者3名が衆議院憲法審査会で同法案を違憲と断じ、憲法学者のみならず、元内閣法制局長官ら、元最高裁判事らも違憲との見解を表明し、日弁連及び全国の全ての弁護士会が違憲の同法案を撤回すべきとの声明等を発出するなど、同法案の違憲性は明白な状況となっていたが、それにも拘わらず、同年9月19日、同法案は

強行採決された。

安保法制違憲訴訟は、同盟体制の復活を招く危険、戦争を誘発し拡大させる危険、集団安全保障体制を瓦解させる危険を孕み、現行憲法の下では許されず認めるには憲法改正を行う必要があった集団的自衛権の行使が、国民を憲法改正手続に参加させないまま認められてしまったことに対し、裁判所による違憲判断を求めて提起された訴訟である。この安保法制違憲訴訟は、憲法規範そのものの変動、立憲主義違反を問題の中核とする点で従来の平和訴訟と一線を画し、全国22の地裁で25の訴訟が提起されている。その中には明白に違憲の立法を行った行為に対する国家賠償請求と、集団的自衛権の行使としての防衛出動命令等に対する差止等請求があるが、本事件は国家賠償請求事件なので、以下ではそれを前提に述べる。

安保法制違憲訴訟は、現在その多くが控訴審・上告審に係属しているが、本判決までは、国賠法上保護される権利・利益の侵害がないとして一切の憲法判断を行わない判決が続いていた。その中で本事件では、長谷部教授が証言を行い、初めて一定の憲法上の判断に踏み込む内容の本判決（主文では控訴人ら（一審原告ら）の請求を棄却）が出されたものである。

2 長谷部教授による本判決の分析



長谷部恭男教授

本項のうち以下の内容は、本企画において長谷部教授が示した本判決の分析を筆者がまとめたものである。

本判決は、7・1閣議決定による解釈変更の結果が憲法9条1項の下で許される武力の行使の限界を超えると解する余地はあるものの、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使は、我が国が武力攻撃を受けた場合と同

様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められる場合に限られるという厳格かつ限定的な解釈の下に運用されるのであれば、変更後の解釈の下での集団的自衛権の行使の違憲性が明白であると断定することまではできないとした。

素直に考えれば、他国への攻撃によって、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況は、現実には存在しない。つまり、本判決の言う厳格な解釈を前提とすると、集団的自衛権の行使は実際には不可能だというのが本判決の隠された含意である。そうである以上、2014（平成26）年の解釈変更は明白に違憲とは断定することができないし、憲法の実質的「改正」もなされてはいないということになる。

本判決は限定解釈をしたと受け取られることもあるが、通常の意味における限定解釈ではなく、集団的自衛権の実際の行使を否定する「限定解釈」である。原告団の求めた成果は、事実上、獲得されている。

譬え話として、アイスクリームが好きだが食べ過ぎは身体によくないと思っている人がいて、アイスクリームを食べるのは自宅にいるときだけ、外出先ではアイスクリームは食べないというルールを作ったとしよう。ところが彼はある日、外出先にいると同時に自宅にもいるという例外的な場合には、外出先でもアイスクリームを食べてもよいとルールを変更することにした。これに対する普通の反応は、そんな筋の通らないルールに変えることはできないはずだ、そんなおかしなルールでは自分の行動を律することさえできないというものであろう。そもそも外出先にいると同時に自宅にもいるなどということがあはずがない。しかし、もう一つの反応が考えられる。外出先にいると同時に自宅にもいることは現実には不可能だ。ということは、今後も外出先ではアイスクリームを食べることはできないということだ。あなたはルールを変えたと言っているが、実はルールは変わっていないというものである。

本判決は後者の立場をとっている。他国が攻撃されたにも拘わらず、日本が直接攻撃されたのと同様の損害を日本が被ることは、現実にはあり得ない。つまり、集団的自衛権の行使は実際には不可能だというのが本判決の真意である。

しかし、本当の問題は、これが7・1閣議決定の正しい理解と言えるかという問題である。譬え話に即して言えば、外出先にいると同時に自宅にもいるという事態を想定すること自体、この人は正常な判断能力が損なわれているのではないかという懸念がある。つまり、他国が攻撃されたにも拘わらず日本が直接攻撃されたのと同様の損害を被る事態を想定すること自体、内閣法制局は正常な判断能力が損なわれてしまったのではないかという懸念である。そうした懸念があるからこそ、本判決は7・1閣議決定による解釈変更が違憲であると解釈する余地はあると言っている。しかし、そうした懸念にも拘わらず、素直に考えれば集団的自衛権の行使は現実には不可能だという結論が導かれる以上、この解釈変更が明白に違憲であると断定することまではできないというのが、本判決の出した結論だということになる。

3 まとめ

長谷部教授の分析は、本事件で同教授の尋問を担当した筆者が本判決に対して抱いた感覚とも一致し、説得力のあるものであった。しかし、本判決をそのまま放っておいては、本判決が合憲判断をしたといった誤った理解が広まってしまう。本判決の正しい読み方を市民に伝え、権力による憲法規範の破壊は許さないという毅然とした態度を今後も示していくことが、法律専門家である我々には求められている。

なお、本判決について、当会は、2024（令和6）年3月25日に「安保法制違憲訴訟仙台高裁判決を受け、改めて裁判所に違憲審査権の適切な行使を求める会長声明」を発出している（本誌41頁）。



第28回 板橋警察署の警察官による違法な戒具使用等事件

第二東京弁護士会会員・元当会人権擁護委員会副委員長 神谷 延治 (60期)

1 事案の概要

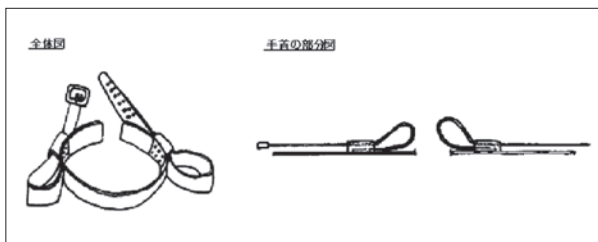
2017年11月14日、T氏（以下「申立人」という）は、警視庁板橋警察署留置場内の保護室において、同署員数名より、ベルト手錠等を長時間にわたり装着された結果、手が鬱血し皮膚が剥がれるなどの怪我を負い、主に左手に後遺症を負った。

2019年9月30日、当会は、申立人より、人権救済申立を受けた。

2 認定した事実

- ① 2017年11月14日、申立人が、居室内において、入れ墨をするために縫い針1本を所持したことなどから、同署員らは、申立人が自身を傷つけるおそれがあると認め、申立人を保護室に収容した。
- ② 同日午後11時30分頃、申立人が、大声で叫びながら壁や遮蔽板を叩き続けるなどしたため、同署員らは、自身を傷つけるおそれ及び留置施設の設備等を損壊するおそれがあると認め、申立人の手首及び胴体にベルト手錠、足首に捕縄（以下「本件戒具」という）を使用した（使用時間約17時間35分）。
- ③ 同署員らは、申立人の肩、手足、腰部、着衣等を掴んだり、押さえたりして制止しながら、申立人をうつ伏せにするなどして本件戒具を装着した。
- ④ 申立人は、ベルト手錠が装着された際、赤く腫れる、皮膚が剥がれるなど、手首を負傷した。
- ⑤ 同署員らは、申立人に食事を支給した際、本件戒具を解かなかった。

ベルト手錠



(平成十九年内閣府令第四十二号 別表)

- ⑥ 2019年2月8日、申立人は、両手首のしびれが改善せず、「末梢神経障害」の症状固定と診断された。

3 当会の判断

本件において、同署員らは、申立人に本件戒具を使用する具体的な必要性が認められないにも拘わらず申立人に本件戒具を使用し、約17時間35分に及ぶ長時間にわたり身体を拘束した結果、申立人は、両手首を負傷した上、前記後遺障害を負っていることからすると、本件戒具を使用したこと自体が申立人の人身の自由に対する重大な制約である。

さらに、申立人が食事の際にも本件戒具を解かれず自由な体勢で食事をするができなかったことは、申立人の人間としての自尊心を著しく傷つけ、申立人に耐え難い屈辱感と精神的苦痛を与えるものであり、申立人の人格（人間としての誇り、人間らしく生きる権利）への配慮に著しく欠けるものであり、人格権に対する違法な加害行為である。

よって、本件戒具による身体拘束は、違法かつ不当な実力行使に当たり、申立人の個人の尊厳及び人身の自由を侵害するものである。

4 警告と記者会見

2023年12月4日、当会は、警視總監及び警視庁板橋警察署長に対し、戒具の使用について必要やむを得ない場合に最小限度の時間に止め、被留置者の身体を害することのないよう、また、被留置者が食事をする際には戒具を解くよう、警告した。そして、同月7日、当会は、司法記者クラブにおいて記者会見を行い、本件の調査結果並びに執行について報告した。昨今、戒具を使用した長時間の拘束により被留置者が死亡する事案も発生している。この警告が重く受け止められ、再発防止の契機となることを切望する。(朝日新聞デジタル <https://www.asahi.com/articles/ASRD77GV3RD7UTIL01Q.html>)

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第24回 戦前の法曹一元運動

司法改革総合センター幹事・東京弁護士会歴史研究会 梶嶋 裕之 (42期)

1 法曹一元とは、「裁判官になるためには、一定期間の弁護士経験を必要とする」という裁判官任用制度のことです。最近はあまり聞かれなくなった「法曹一元」という言葉ですが、その実現は、長らくわが国の弁護士の悲願でした。

2 わが国における法曹一元論の始まりは、明治31年の植村俊平弁護士によるものとされています。同弁護士は、国家学会における「現今の司法制度」と題する演説において、「将来は判事の数を減じて新任の判事は必ず弁護士より採用することに改めたきなり」と述べ、その理由として刑事裁判の権力的恣意的運用と民事裁判における官僚制裁判官の非常識裁判をあげました。

この頃から官僚裁判官の化石論、非常識論を理由とする法曹一元論が活発に論じられるようになり、日本弁護士協会は、明治40年の臨時総会において「司法官は総て弁護士中より採用すること」という議案を可決しています。

3 その後、法曹一元の議論は昭和10年前後から再び活発化します。

昭和9年、東京弁護士会は、法曹一元に関する意見書を発表しました。「司法官が複雑多岐の係争紛議を解決するには世態人情に通じ熟練堪能の士たること」が必要であり、「司法官は全部弁護士中より之を採用すべき」というものでした。

昭和11年の全国弁護士大会（東京弁護士会、日本弁護士協会共催）では、「司法官たる資格は之を十年以上弁護士の職に在る者に限る制度を確立すべし」との議案が可決されます。「現行の司法官養成制度は、社会人としての経験と訓練とを経る機会を与へざる不合理あり。…其必然の結果として、常に多数の若年未熟なる司法官を包容するの弱点を有す。」とするも

のでした。

昭和13年には、東京弁護士会と日本弁護士協会が中心となって法曹一元を内容とする裁判所構成法改正案が衆議院に提出され、同じ国会では政友、民政、社会大衆各党の法曹出身議員からなる法曹議員連盟からも同様の改正案が提出されました。このうち、法曹議員連盟案は衆議院で可決されましたが、貴族院で廃案。翌14年、15年の衆議院でも可決されたものの、同様の運命をたどっています。

4 他方で、法曹一元論には消極論も根強くありました。

当時の大審院長は、「司法官は司法官の畑において養成することを基準とし、これに附属的なものとして弁護士を採用するというのが、実際的である」と発言し、検事総長も、「司法官…よりも、(弁護士の方が)常に常識において優秀なる地位に立つものであるといふ、…公平に考へましてさういふ断定は私は出来ない」と発言しています（昭和12年の日本弁護士協会主催座談会）。

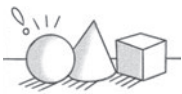
また、弁護士のなかにも「弁護士だけは大層らしい者である、弁護士以外の者は迂闊であるとしての自画自賛は一般には通用はしませぬ」といった消極論もありました（明治37年日本弁護士協会評議員会における反対意見）。

5 戦後も法曹一元は弁護士の悲願とされてきました。

昭和39年に政府の臨時司法制度調査会意見書が法曹一元の実現を棚上げしたことに対し、日弁連は激しい反対運動を展開しましたし、最近では司法制度改革審議会の審議が行われていた平成12年、日弁連は「法曹一元の実現に向けての提言」を発表しています。

弁護士任官者数が低迷を続ける近年、法曹一元運動の歴史を顧みることで得るものは少なくともなさそうです。

役立つ！ 会務活動



vol.16

男女共同参画の視点から よりよい弁護士会に

会員 辻 亜希子 (67期)

私が所属している男女共同参画推進本部は、当会における男女共同参画推進のための施策や調査、会員の問題意識の共有や理解を深めるための活動を行っています。ごく簡単にいうと、当会を男女共同参画の視点からよりよい会にしていくことにより、会員が働きやすくなることを目指す活動です。

活動は、「東京弁護士会男女共同参画基本計画」に基づいて行っています。現在は、2026年度までの取組みとして第三次計画が策定されています。この基本計画の実現のために、勉強会や交流会など、様々な企画を実施しています。

その中で、私が特に印象深いものは「女性弁護士カフェ」です。「女性弁護士カフェ」は、様々なキャリアを持つ女性会員を講師に複数迎え、業務基盤、キャリア形成過程や家庭との両立などを率直に語っていただくとともに、参加者が次々にテーブルを回り、講師とざっくばらんに語り合う会です。2019年4月に第1回を実施し、大変好評だったことから翌春に第2回を企画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大のためやむなく中止となりました。その後、コロナ禍を経て働き方が多様化したことも踏まえ、改めて女性弁護士

の働き方を語り合おうということで再び第2回を企画しました(本稿作成時点では2024年3月25日実施に向けて準備中)。

この企画は、事務所の同僚や同期との語りとはまた一味違った、新たなロールモデルの発見につながるとても有意義な機会になります。私自身、当本部の先輩方と接することで大変勉強になり、ロールモデルの存在の大切さを感じています。

なお、当本部には魅力的な男性委員も数多くいらっしゃいます。そのような方々と活動を共にしていると、男女共同参画は、女性だけでなくすべての人が積極的に取り組むことにより前進していくのだなと改めて感じます。

なお、当本部には魅力的な男性委員も数多くいらっしゃいます。そのような方々と活動を共にしていると、男女共同参画は、女性だけでなくすべての人が積極的に取り組むことにより前進していくのだなと改めて感じます。

女性弁護士カフェ

～多様なロールモデルからヒントが見つかる～
女性会員向けのキャリア形成・ロールモデルの紹介・意見交換イベント

光華の仕事を子育ての両立はどうやってるの？

フライト仕事や夜勤した弁護士に悩む先輩

新しい仕事種にチャレンジしてみたい！

魅力的な女性弁護士たちに、その業務基盤、キャリア形成過程や子育ての両立など、在学中に培ってきたスキルを中心に、参加者向けにテーブル回り、カフェのようにつくろつながら、講師とざっくばらんに語り合う会を企画しました。奮ってご参加ください！

日 時 2024年3月26日(月) 午後5時30分～午後7時30分

場 所 弁護士会館5階507号室

講 師 佐野 穂 子 氏 (57期) 子連れ私費留学経験のある事務所(パートナー)
高 井 穂 子 氏 (60期) 17期選出企業活動推進委員
木 村 佳知子 氏 (67期) 台東区議会議員

講師兼コーディネーター
辻 亜希子 氏 (67期) 個人開業弁護士 本部委員

対 象 東京弁護士会所属の女性会員

参加費 無 料

申込み 3月18日(月)締め切り
<https://www.kanagawa-law.com/entry/20240318/>

主 催 東京弁護士会男女共同参画推進本部

※一時保育サービスを実施します(先着5名)。
下記担当教員に電話でお申込みください。3月5日(火)締め切り

(東京) 一時保育サービスの案内はこちら！ (日本橋) 育児期間中の会員に対する利用補助制度の案内はこちら！

問い合わせ先 東京弁護士会 人権課 総務 TEL. 03-3581-2205



こちらから読んでね

新茶でブレイク？



わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

43期(1989/平成元年)

百尺竿頭に一步を進む



会員 中島 彰彦 (43期)

1 昭和から平成へ

私が司法試験に合格したのは昭和63年10月。翌年1月8日に元号が変わったため司法研修所入所は平成元年4月となった。平成元年は、4月1日に消費税が導入され、12月29日に日経平均株価が38,915円(終値)の史上最高値(執筆時)を記録した年である。

2 金沢

実務修習は金沢を希望した。大学の友人が金沢で弁護士をしていて心強かったし、私は南国(高知)生まれのため雪国の生活を経験してみたいと思ったからでもある。

実務修習が16か月だったこともあり、時間に追われることもなく、ゆったりとした修習内容で、検察、弁護、裁判のそれぞれで一泊旅行があった。検察は福井方面、弁護は京都方面、裁判は富山方面だったが、荘厳な那谷寺、京都で巡った庭園の見事な紅葉、雄大な立山連峰や黒部ダムの圧倒的な迫力は、今でも忘れられない。

3 山中事件

弁護修習は菅野昭夫弁護士(金沢弁護士会)にお世話になった。労働法の著作で有名な東京大学の菅野和夫教授(当時)の双子のお兄さんで、お二人とも20期の修習である。初めてお会いしたときに「事件は沢山経験したいか。少ないほうがよいか」と聞かれたので、「何事も中庸を以てよし」とする私は「ほどほどに」とお願いした。その「ほどほど感」が良かったのか、二人とも日本酒好きで司馬遼太郎を愛読していたためか分からないが、多くのことを教えていただき、また、可愛がっていただいた。裁判修習になってからも、何度か、食事をご一緒したが、最後は、片町にある「金沢

おでん」の店に行くことが多かった。今でも、テレビの旅番組等で、その店が映し出されると、当時のことを懐かしく思い出す。

修習中、最も印象に残っている事件を挙げるなら「山中事件」になるだろう。この事件は石川県の山中温泉で起きた殺人事件で、一審、控訴審とも死刑判決だったが、最高裁で破棄・差し戻しされ、当時、差戻審が名古屋高裁に係属中であつた。菅野弁護士は法医学のパートを担当されていたが、たまたま、差戻審の裁判長が友人のお父さんだったこともあり、無理を言って、法廷で弁護団の席に座らせてもらった。尋問の内容は記憶の彼方だが、尋問する菅野弁護士の姿と裁判長の顔だけは、今でも鮮明に覚えている。

4 弁護修習継続中

菅野弁護士との縁は今も続いている。後年、お口添えをいただいて同じ会社の顧問弁護士となり、一緒に多くの事件を担当してきた。私の担当は文献調査と起案だが、重要案件だと、今でも、起案に「赤」が入ることがあるし、コメントもある。タイトルの「百尺竿頭に一步を進む」は、そのようなコメントの一つであり、私の座右の銘でもある。金沢を離れ、時代が令和になつても、弁護修習は継続中である。

5 能登半島地震

この原稿を書いている最中に能登半島地震が発生した。金沢市内では大きな被害はなかったようだが、修習中に同期と旅行した輪島市は大きな被害を受けたと報道されている。私の故郷である高知も南海トラフ地震が発生する可能性が指摘されているため他人事とは思えない。一日も早い復旧・復興を祈るばかりである。

2年目に入って

会員 尾関 瑛子

令和4年12月に登録をし、1年が経過した。この記事が掲載される頃には登録から1年半近くが経過していることとなるが、2年目に入ったこの時期に光栄にも執筆の機会をいただいたため、1年目を振り返りつつ2年目以降の方向を改めて考えてみたいと思う。

1 業務に関して

1年目は目の前の案件にひたすら取り組んでいたのみであったため、あまり強くは意識していなかったが、振り返ってみれば幅広い業務に携わることができていたように思う。弁護修習先の事務所は個人の依頼者が多かったため、企業からの相談というものにあまり馴染みはなかったが、1年目においては比較的企業からの相談が多かったように思う。どちらが困難であり、どちらが易しいという優劣を決めることは決してできず、それぞれに悩ましい点が多々あった。

依頼者の利益の最大化、というのが弁護士として求められることであると修習時代にも各教官や多くの先輩弁護士から教えていただいたが、実際の案件を目の前にすると、依頼者にとって不利益となる事項が実は少なくないという事実と直面することとなる。それらの事項を依頼者にどのように伝えるかということの答えは簡単には見つけにくい。このことに関して、多くの先輩弁護士に相談してきたが、ある弁護士から「依頼者を現実に向き合わせることも弁護士として大事なこと」というお話を伺い、それ以来このお言葉が私の心の拠り所となっている（余談とはなるが、これまでに何度も鑑賞した、ドクターヘリを題材にした某ドラマにも似たようなシーンがあり、今改めて鑑賞するとつい感情移入してしまう）。きっと、この仕事を続けていく上で絶えることのない悩みであると

思うが、悩みつつも少しでも前に進んでいけたらと思うばかりである。

2 東弁との関わり

弁護士会照会を要する事件や刑事事件を1年目に扱ったが、わからないことが多く（特に、必要書類の記載方法や各書類の提出先といった手続面）、東弁の職員の皆様には大変ご迷惑をお掛けしてしまいましたが、大変親切にご教示いただき感謝の気持ちでいっぱいである。

また、登録してから、様々なご縁があり、1年目ながら東弁の活動に数多く参加させていただき貴重な経験を積むことができた。一つの活動・業務であったとしても、多くの会員の協力の上で成り立っているという、当たり前の事実改めて気付かされる日々であった。そして、日々の業務と並行しつつ会務活動を執行行っておられる多くの当会会員の先輩方の姿を近くで拝見し、ただただ尊敬の念を抱くばかりであった。私は先輩方の恩恵にあずかっているだけであったが、多くの先輩方とお会いしお話しさせていただく中で、「忙しいときほど、謙虚に」というお言葉をいただいたことは私の中での財産である。

3 2年目以降

これまでも、あまり細かな目標を立てるのは得意ではなかったが、既知の分野であっても初心に立ち返って取り組む、未知の分野であっても粘り強く解決方法を模索する、という姿勢を持って日々の業務に取り組んでいけたらと思う次第である。

そして、人とのご縁をより一層大切に過ごしていきたいと考えている。

『ゴジラ -1.0』

2023年／日本／山崎貴監督作品

話題の名作をご紹介します

会員 伊佐山 哲郎 (74 期)

あくまでも私の勝手なイメージだが、このような映画紹介をする場合、あまり多くの人に知られていない作品、紹介されないと気付くことが困難な時を遡った作品、大々的に上映されたわけではなく、知る人ぞ知る単館上映系の作品等を紹介するものではないかと思う。

だが私は、この流れに反し、ど真ん中の話題の名作を紹介したい。私のゴジラ映画との出会いは浅い。初めて見たのは、前作の『シン・ゴジラ』(2016年)からである。庵野秀明氏が脚本・総監督を務めた作品ということが気になって、初めてゴジラ作品を見ることにしたのであった。この作品はある意味期待通りであって、沢山のゴジラの姿を見ることができた。ゴジラが途中で形態をいくつも変化させることもあって、そのおぞましくも美しい姿を堪能できたものである。

私の中で、『シン・ゴジラ』は完璧であったから、最初で最後のゴジラ作品鑑賞となる予定であった。あれ以上に美しいゴジラが描かれることはないだろうと思ったからである。そんな私にも、『ゴジラ-1.0』の評判は聞こえては来ていた。それでも私の心は、鑑賞する方向には動かなかった。そんな私を鑑賞へと突き動かしたものはなんであったのか。それは、たまたま SNS で、「今作のゴジラの見目が可愛い」と聞いたからである。可愛いもの好きの私としては黙ってられない。急遽予定を変更して、いそいそと鑑賞する運びとなった。この時の自分を褒めるとしたら、間違いなくポケットにハンカチを入れていたことだろう。そのハンカチで溢れる涙を拭うことができたのだから。

前作は現代が舞台であったので、スマホや自衛隊の

最新鋭機器などが出てくるが、これに対して今作の舞台は戦後まもなくの日本である。時代設定が遡ってしまったため、ゴジラに立ち向かうべき武器どころか、戦後間もなくの時期で、住む家も家族も失った人々には、日々の暮らしも大変な時期である。そんな当時の日本で、ゴジラが出現してしまったら、誰がどう立ち向かえば良いというのか。出発点からして絶望的な状況といえるのが今作である。

結論的に言えば、今作のゴジラが可愛かったのかどうかは分からずじまいである。なぜなら、たっぴりとゴジラの姿を堪能できたのが前作であったのに対して、今作は、ゴジラの姿を見る機会それ自体は、おそらくうんと少なかったからである。では、ゴジラ映画だというのに、一体本作はどこに焦点を当てているというのか。それは、人である。今作は、ゴジラという媒介を通した人間の物語である。

主人公は特攻隊員であった。命の片道切符しか持たされていなかったはずの彼が、なぜ生きて帰れたのか、帰る場所は彼に残されていたのか、戦後彼は誰と出会い、何を考えて日々生きていたのか、あるいは彼は死のうとしていたのではないのか、ゴジラとの闘いはその大きな理由となりえたのではないのか、ゴジラとの闘いで、彼は生きることと死ぬことのいずれを選択したのか。そしてその結果は。

これは、私からの、本稿を読んでくださった方への壮大な煽りである。決して配分を間違えて肝心なことを書くスペースがなくなったわけではない。本作を鑑賞してみようか、と置いていただければ幸いである。



『ゴジラ -1.0』
5月1日(水) Blu-ray & DVD 発売
価格: DVD3 枚組
4,950 円(税抜: 4,500 円)
発売・販売元: 東宝
©2023 TOHO CO., LTD.



F1

会員 奈良 大地 (75期)

皆様は、フォーミュラ1 (F1) をご存じだろうか。ここ数年、世界中でF1 人気が沸騰しているそうである。しかし、過去の有名選手の名前や、F1 おなじみの楽曲を聞いたことがあったとしても、F1 を観戦したことがある方は少ないのではないだろうか。

本稿掲載日には、いずれも終了後のはずであるが、2024年3月には、「電気自動車のF1」と呼ばれるフォーミュラEが東京で開催され、また、同年4月には、F1 日本グランプリが鈴鹿にて開催される予定である。ブームに乗るなら今である。そこで、紙面をお借りして、皆様にF1 観戦をお勧めしてみようと思う。

F1 との出会い

我が家には、自動車・電車・新幹線・エレベーター・飛行機といった動く機械が大好きな、5歳の一人息子がいる。確か2021年のことであったが、コロナ禍が我が家を襲い、家族一同自宅待機となってしまった。外出のできない息子が、暇そうに動く機械の動画を見ている中、リコメンド欄の動画がふと私の目に入った。曰く、その年(2021年)から、日本人ドライバー(角田裕毅選手)がF1に参戦しているとのことである。

へえ、日本人ドライバーがいるのか…と思って調べてみると、角田選手の所属するチームに対して、日本のメーカーが、エンジン(のようなもの)を供給していた。では、試しに角田選手と、このチームを応援してみよう。

という経緯で、モータースポーツと無縁の人生を送ってきた「にわか」がF1を観戦してみると、これがまた面白い。残念ながら、角田選手の所属するチームはさほど競争力があるわけではないが、その兄弟チームは毎年・毎レースのように優勝を争っており、応援のしがいがある。こうなると話は早く、妻と息子も含めて、今ではすっかりF1 観戦にはまってしまった。現地観戦の経験はまだないが、2023年の日本グランプリについては、同期の弁護士を誘ってライブビューイングに参加したくらいである(写真はその時の様子)。

法曹業界とF1

F1のスポーツ面の魅力は、直接見てもらうのが一番わかりやすいし、にわか私では伝えきれない。そこで、法曹業界の目線でF1を見てみると、ドライバーがルール違反をした場合のペナルティは、ルールの文言のほか、過去の判例に従って定められる(データベースまで存在するらしい)。ペナルティの内容に不服があるチームのために、異議申立手続・控訴手続まで用意されている。どことなく、司法手続に類似していないだろうか(※F1以外のモータースポーツも同様だそう)。

また、ドライバーは各チームと契約を締結しているわけであるが、F1界では、この契約が「破棄」されることは日常茶飯事である。職業柄、その法的位置付けや、契約内容が気になるところである。

そのほか、上述した「兄弟チーム」の代表は弁護士資格を有しており、また、過去の日本人F1ドライバーの親族の方は、弁護士(当会会員?)であったとのことである。

以上に鑑みると、F1と法曹業界は、意外と近い距離にあるように見えてこないだろうか? だからといって、皆様がF1に興味を持っていたかどうかは分からないが、お気に入りの選手やチームを決めて観戦すれば、きっと楽しめるはずである。まずは某動画サイトの公式動画を見てみるころから、いかがだろうか?



永住者の在留資格の取消しを容易にする法改定に反対する会長声明

本年2月9日に外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議が決定した「技能実習制度及び特定技能の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」において、「永住許可制度の適正化を行う」点が言及されていたところ、これを受けて政府が、「永住者」の在留資格を有する外国人について、税金や社会保険料等（以下「税金等」という。）を滞納した場合や、1年以下の懲役・禁錮刑を受けた場合に在留資格の取消しを可能にする法案を提出する方針（以下「本方針」という。）を固めたことが報じられている。

当会はこれまで、意見書や会長声明を通じて、長期間日本で暮らす外国人の法的地位が不当に不安定化されるべきでないことを繰り返し述べてきた*1。この点、本方針は、最も安定的な在留資格であるはずの「永住者」の法的地位を著しく脆弱化・不安定化するものであり、当会は強い懸念を表明する。

日本政府はこれまで、永住許可にあたり原則として10年以上の日本での在留を求めると、他の先進諸国と比較しても非常に厳格な要件を課してきた。そのような高いハードルをクリアして永住許可を得た永住者の生活基盤はほとんどの場合日本にあり、日本で生まれ育った大人や子どもも含まれる。永住者は、それほど日本社会に深く定着した人々である。このような永住者として日本に在留する人は、昨年6月末時点で88万178人（在留外国人の27.3%）もの多数に及び、今後一層の増加が見込まれる。本方針は、このような人々の法的地位を著しく不安定化し、その生活基盤を根底から危険にさらすことを意味する。

加齢や病気、事故、社会状況の変化など、本人には如何ともしがたい事情により税金等の納付が困難になってしまうことは、誰にでも起こりうる。税金等の納付の確保自体は必要であるが、永住者に対する納付確保の方法として在留資格取消しは過度な手段といわざるを得ず、相当性を欠いている。政府は「故意に」納税しない場合を問題視しているとされるが、そもそも故意による租税は脱に対しては所得税法による処罰が存在しているほか、滞納処分による強制徴収が可能であるから、それで足りるはずである。社会保険料の不払いに対しても、追徴金や刑事罰が用意されている。外国人にだけ、日本人にない負担をことさらに加重する合理的な理由はない。

また、1年以下の懲役・禁錮刑（拘禁刑）という退去強制事由に至らない程度の刑事前科には、例えば自動車の速度違反（道路交通法第118条第1項第1号。6月以下の懲役又は10万円以下の罰金）や、各種過失犯などが含まれ、普段は善良に

生活していても、長い人生の中でこれらの過ちを犯さぬ保証はない。このような刑事前科に対しては、日本人と同様に、刑罰及びその後の社会内での更生により対応すべきであって、永住者としての法的安定性まで奪うことは、過剰な制裁である。

今回報じられた「永住者」の在留資格の取消制度については、未だその詳細は明らかではなく、税金等の支払いができなくなった永住者や1年以下の懲役・禁錮刑を受けた永住者がすべて、その在留資格を取り消されるわけではないのかもしれない。しかし、税金等の少額未納が発生した場合や過失犯も含めた軽微な犯罪の場合に在留資格を取り消されることがあり得るという立場に置くこと自体、永住者の法的地位を著しく脆弱化させる。またこのような案を政府が検討すること自体、最も安定した在留資格であるはずの永住者でさえ、経済的に困窮した場合や、わずかも過ちがあった場合は生活の基盤を奪われても仕方がない、という印象を社会に与えかねない。外国人への差別や偏見を助長することすら危惧される。

なお、政府は「永住者」の在留資格を取り消しても他の在留資格を付与するとも説明しているようであるが、政府が在留審査に関して入管当局の広範な裁量を肯定していることからすると、取消しがなされた後の在留継続が保障されているとはいえ、永住者の法的地位を著しく脆弱化させることに変わりはない。

人は、貧富の差にかかわらず、等しく生きる権利を当然に有するのであって、それは国籍の有無を問わない。かつて、入管法には貧困者を退去強制（日本国外への追放）することができるとする規定が置かれていたが、1981年の改正によって削除された。本指針は、このような歴史を逆行させる。これまでの入管法にもなかった制度を導入すれば、将来を危惧した来日外国人の減少及び永住者の在留資格を取得する外国人の減少が懸念される。この点において、本方針は、政府が近年推進している外国人労働者の受入れ施策及びこれに伴う共生社会の基盤整備施策とも、むしろ相容れない内容というべきである。

当会は、税金等の支払いができなくなった永住者や1年以下の懲役・禁錮刑を受けた永住者の在留資格取消制度の導入に反対するとともに、政府に対し、真の意味での共生に向けた施策の立案、実施を求める。

*1：2011年11月24日付け意見書、2012年6月15日付け会長声明

2024(令和6)年3月7日
東京弁護士会会長 松田 純一

国際女性デー（International Women's Day）にあたり、 選択的夫婦別姓制度の導入を再度求める会長声明

3月8日の国際女性デー（International Women's Day）は、1977年には国連総会で決議され、世界で女性の十全かつ平等な社会参加の環境を整備するよう、加盟国に対し呼びかける日となっている。我が国も、1985年には、女性に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とする女性差別撤廃条約を批准して、国連決議の理念にそった施策をすることを約束している。

夫婦同姓制を定める民法第750条等については、これまで裁判を通じて、上記の女性差別撤廃条約等の違反や憲法第13条、第14条、第24条第1項及び同条第2項違反が主張され、そ

の違憲性が争われたものの（2015年最高裁大法廷判決、2021年最高裁大法廷決定・2022年最高裁決定等）、有力な違憲意見にもかかわらず、多数意見は民法第750条等を合憲とした。

本日、新たに、夫婦同姓制の憲法・条約違反を主張する訴訟が、東京と札幌で提起されたとの報道に接した。

地方議会においては、2015年の最高裁大法廷判決以降、国に対して選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書が採択され続け、2024年1月末時点ではその数は296議会に及んでいる

といわれ、また、2021年の内閣府の世論調査では女性の18～29歳の45.7%が選択的夫婦別姓制度に賛成し、旧姓の通称使用についての法制度を設けたほうがよいという意見も43.3%と合計約9割が制度改革を望み、2023年2～3月の厚労省国立社会保障・人口問題研究所等の「家族と性と多様性にかんする全国アンケート」では18～69歳の全国の住民の83.9%が、共同通信社の2023年3～4月のアンケートでは18歳以上の男女の77%が選択的夫婦別姓制度に賛成すると回答している。このように、選択的夫婦別姓制度の実現を求める社会の声、日増しに強くなっていることは明らかである。そもそも夫婦同姓を強制する民法第750条のもと、実に約95%の夫婦が夫の氏を選択しており氏の変更による不利益は圧倒的に女性に偏っているが、これは「個人の尊厳と両性の本質的平等」に立脚する立法等を求める憲法第24条に反する状況である。

当会は、第三次男女共同参画基本計画(2022年4月に施行)の重点目標Ⅱで「会員の業務における性別及び性差による障害の解消と職域の拡大」をかかげ、その中で「ライブイベントによって弁護士としてのキャリアが分断されないように可能な限り

制度を整える」ことを個別目標とし、具体的な行動計画として、「日弁連と連携して、選択的夫婦別姓制度実現の取組みを進める」ことを定めて2027年3月までに達成すべき目標としている。そして、これまでに選択的夫婦別姓制度の導入を求める会長声明を発して市民への連帯を示してきた(2015年3月、2015年12月、2021年6月、2021年7月等)。

国際女性デーは、女性の地位向上、女性差別の払拭等を目指す国際的な連帯と統一行動の日であり、日本においても、女性の差別的な状況を改善し、男女平等を実現するために一人一人が行動することが求められている。

当会は、国際女性デー(International Women's Day)にあたり、これからも選択的夫婦別姓制度実現のための取組みを継続して進めることを宣言するとともに、立法府はじめ関係各所が、改めて選択的な夫婦別姓制の迅速な実現のため、尽力することを強く促すものである。

2024(令和6)年3月8日
東京弁護士会会長 松田 純一

安保法制違憲訴訟仙台高裁判決を受け、改めて 裁判所に違憲審査権の適切な行使を求める会長声明

2023(令和5)年12月5日、仙台高等裁判所は、安保法制違憲訴訟の控訴審判決(以下「本判決」という。)を言い渡した。本判決は、一審原告らの控訴を棄却したものの、全国で展開されている安保法制違憲訴訟の判決の中で初めて、一定の憲法判断に踏み込んだものである。

本判決は、2014(平成26)年7月1日の閣議決定(以下「7・1閣議決定」という。)による憲法解釈変更の結果が憲法9条1項の下で許される武力の行使の限界を超えると解する余地はあるとした上で、他国に対する武力攻撃の発生を契機とする武力の行使は、日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められる場合に限られるという厳格かつ限定的な解釈の下に運用されるのであれば、変更後の解釈の下での集団的自衛権の行使の違憲性が明白であると断定することまではできなかつた。

すなわち、本判決は、集団的自衛権の行使が、日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められる場合以外に行われれば、違憲であることを意味している。ところで、日本が武力攻撃を受けていないが他国への武力攻撃によって、日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況は、現実には、想定しにくい。そうすると、本判決は、集団的自衛権を憲法適合的に行使することは実際には困難であるという司法の判断を暗に示している。

従って、本判決は、安全保障関連法について合憲の判断をし

たものではなく、むしろ、集団的自衛権の行使を制約する内容となっている。政府は、このような指摘を真摯に受け止めるべきである。

しかし、本判決が憲法保障機能を十分に発揮したといえるかについては、疑問がある。政府が、日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかな状況が、客観的、合理的に判断して認められないのに、そのような状況が認められるとして集団的自衛権を行使する危険は、本判決を前提としても残る。本判決の立場からすれば、そのような形で集団的自衛権が行使された場合には、裁判所は、それは違憲であるとの判断をすることになる。しかし、日本が集団的自衛権を行使した時点で日本は戦争当事国になっているのであり、その段階で裁判所が違憲判断を下しても遅きに失する。

このように考えると、集団的自衛権の行使は憲法上許されないと長年に亘って確立していた政府の憲法解釈を変更した7・1閣議決定及び安全保障関連法について、司法は、違憲であると明言すべきである。

そこで、当会は、改めて、裁判所に対し、違憲審査権を適切に行使し、7・1閣議決定及び安全保障関連法に対し、違憲との判断を下すことで、裁判所に期待される憲法保障機能を十全に発揮することを求める。

2024(令和6)年3月25日
東京弁護士会会長 松田 純一

「在留特別許可に係るガイドライン」の改定に対する会長声明

本年3月5日、出入国在留管理庁は、6月15日までに施行が予定されている出入国管理及び難民認定法の改定(以下、改定後の同法を「新法」という。)を踏まえた「在留特別許可に係るガイドライン」(以下、「ガイドライン」といい、現行のガイ

ドラインを「現行ガイドライン」、改定後のガイドラインを「新ガイドライン」という。)の改定を発表したが、当会は、新ガイドラインについて、以下のとおり懸念を表明し、早急に適切な内容のガイドラインに改定することを求める。

新ガイドラインは、在留特別許可（以下、「在特」という。）について「例外的・恩恵的に行われる措置」と説明している（第1・2）。しかし、在特は人権保障を担保する見地から行われる措置であり、決して「恩恵的」なものではない。加えて、そもそもガイドラインが在特判断の透明性・公平性の向上を目的として策定されたものであるにもかかわらず、新ガイドラインでは、行政庁の裁量判断であることが過度に強調されており、透明性・予測可能性が後退することを懸念する。

また、在特に関する従来の判断の在り方を変えるものではないとしているにもかかわらず（第1・3）、「不法に滞在する期間が長期であること」については消極的に評価されるものとする（第2・5）。これは、現行ガイドラインで「当該外国人が、本邦での滞在期間が長期間に及び、本邦への定着性が認められること」が積極要素とされていることと正反対である。「本邦に在留している期間」については、その在留資格の有無にかかわらず、日本社会への定着性を示すものとして積極要素として重視すべきである*1。

さらに、退去強制令書が発付された後の事情変更等は原則として考慮されないと明示しているが（第3（注4））、現行ガイドライン下では退去強制令書発付後の事情変更等も当然に考慮されていた。上述のとおり、そもそも在特の本質は人権保障にあるところ、退去強制令書発付後の事情変更を考慮しなければ、適切に判断され得るはずもない。

その他にも、本邦で家族とともに生活をするという子の利益の

保護の必要性を積極的に評価するものとしているが（第1・3）、具体的な規定では実際の判断が親の事情に左右されうる内容となっていること（第2・2(3)）、本国との結びつきが顕著なことが消極要素とされていること（第2・9）、新法第50条第1項但書*2の「特別の事情」について過度に狭く解していることなど、問題点が多い*3。また、仮放免の条件違反、納税義務違反、不法入国や退去命令に従わなかったこと等についても消極要素とされているが（第2・3及び4）、軽微な違反ややむを得ない事情がある場合も多く想定されるところ、新ガイドラインでは消極要素として過度に重視されるおそれがある点も問題である。

当会は、憲法及び国際人権諸条約を踏まえ、子どもの利益や家族の結合、日本人又は特別永住者との婚姻関係や無国籍性への十分な配慮を求めた新法参議院附帯決議第14項の趣旨に沿って、早急に新ガイドラインを適切なものに改定することを求める。

*1：2024年3月7日付意見書 第2・5に同旨

*2：新法第50条第1項但書では、「無期若しくは一年を超える拘禁刑に処せられた者」等について「本邦への在留を許可しないことが人道上の配慮に欠けると認められる特別の事情」がある場合に限り、在特が認められることとされている

*3：新法下における在特の運用については、2024年3月7日付意見書 第2・5を参照されたい

2024(令和6)年3月27日

東京弁護士会会長 松田 純一

社会生活のあらゆる分野・形態での差別を禁止する法制の調査・研究に向けた会長談話

1. 2024年1月30日、当会は「『外国人・障害者・LGBTQ＋、って怖いからアパート貸せません。』これって違法じゃないんですか、弁護士さん?! ~だれも排除されない社会のために必要なことは何か~」と題してシンポジウムを開催した。

このシンポジウムでは、不動産賃貸の現場において、①外国人であること、②障害者であること、③性的指向や性自認（たとえば、同性カップルであることや自認する性別が戸籍上の性別と異なること）を理由として、不動産を借りることを断られてしまうことが実際にある、という現状があらためて確認された。

もっとも、①外国人・②障害者・③LGBTQ＋当事者に対する入居差別は、憲法その他の法律や裁判例等から許されないことはすでに明らかになっている。すなわち、①外国人であるという理由で賃貸を拒絶する入居差別については、損害賠償請求を認める理由となることが、裁判例上確立している。そして、②障害者に対する入居差別に関しては、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が、官公庁や事業者による障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止を定めており、仲介をなす事業者が、障害者であることを理由に、賃貸人や家賃債務保証会社への交渉等、必要な調整を行うことなく仲介を断ることは、不当な差別的取扱いとして許されない（なお、同法の改正により、本年4月1日から事業者には合理的配慮の提供義務が課せられる。）。また、③LGBTQ＋当事者に対する入居差別についても、性的指向や性自認に関する判例の趣旨等に照らして、許されるものではない。

2. 差別が許されないのは、不動産賃貸借の場面には限られない。学校・教育、雇用、医療、公的サービスの提供、民間の営利事業、さらには刑事手続や収容施設等社会生活のあらゆる場

面において同様である。また、差別は、①外国人・②障害者・③LGBTQ＋当事者に対するものに限られず、その事由を問わず許されてはならない。

しかしながら、社会のいたるところで差別はなお存在し続け、今このときも、多くの人々が苦しめられている。

このシンポジウムは、現存する差別を解消するためには、差別を許さない旨を社会の共通認識とし、官公庁・事業者・業界団体等の指針とすること、並びに、効果的な救済を可能とすることが喫緊の課題であり、差別事由を限定せず、社会生活のあらゆる分野におけるあらゆる形態の差別を禁止することを内容とする立法が必要であることを示唆するものであった。

そして、この包括的な差別を禁止する法制度は、差別の禁止を明定するだけでなく、司法手続における証明責任の適切な分配、政府から独立した国内人権機関の設立、人権意識を涵養する教育の実践、さらに、昨今激化しているヘイトスピーチ・ヘイトクライム等の根絶のあり方についても丁寧に整備されたものであることが求められる。以上の諸点を検討する過程では、差別の形態を分析し、各々の施策の実現に向けた具体的な手段等について検討することが必要となろう。

当会は、長年にわたり、差別の解消に向けた分野ごとの取り組みを進めてきたところであるが、今後、それら取り組みの成果等を踏まえて、包括的に差別を禁止する法制の調査・研究等の活動を行い、様々な角度から差別の根絶について取り組む所存である。

2024(令和6)年3月28日

東京弁護士会会長 松田 純一